

第1日目（9月4日）

○議 長（阿部久夫君） おはようございます。ただいまから平成24年9月南魚沼市議会定例会を開会いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は26名であります。定足数に達しておりますので直ちに本日の会議を開きます。

なお、副市長から公務のため10時30分頃から12時まで中退、病院事業管理者から工務のため午後欠席の届出が出ておりますのでこれを許します。

なお、新潟日报社から写真撮影の許可願がありましたのでこれを許します。

（午前9時30分）

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は会議規則第81条の規定によって、議席番号20番・牛木芳雄君及び議席番号21番・笠原喜一郎君の両名を指名いたします。

（「了承」の声あり）

○議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本定例会の会期については、去る8月27日の議会運営委員会において協議していただいた結果、お手元に配付をした会期日程のとおり決定していただきました。つきましては本定例会の会期は、本日9月4日から9月20日までの17日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日9月4日から9月20日までの17日間と決定いたしました。

○議 長 ここで総務部長から発言を求められておりますのでこれを許します。

○総務部長 おはようございます。朝から大変申し訳ありませんが、今日、議席に2枚行っているかと思いますが、訂正をさせていただきたくておあげしてあります。1点目は付議事件の一覧表でございますが、これにミスタイプがございまして93号の「下水道特別会計」の決算に係る表記が、「下水道事業会計」というふうにミスタイプでございましたので替えさせていただきたいと存じます。

それからもう1点は特別会計の決算説明資料ということで、5会計の概要を書いた冊子がございますが、この左上に「第89号から96号」議案資料と記載がございまして、これは「89号から93号」までの間違いでございまして、ここで訂正をさせていただきます。以後気をつけますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議 長 日程第3、諸般の報告、議員派遣結果報告及び監査結果報告を行います。

報告はお手元に配付のとおりといたします。

○議 長 日程第4、市長所信表明及び行政報告を行います。

○市 長 おはようございます。

平成24年9月定例会の開会に当たりまして、議員各位のご健勝をお慶び申し上げますと

ともに、日頃から市政にご尽力いただいていることに対しまして、深甚なる敬意を表しますとともに感謝を申し上げます。

初めに、国道253号八箇峠トンネル工事事故の経過につきましてご報告を申し上げます。坑内残留ガスの換気対策として7月2日に縦ボーリングが開始され、7月11日に2か所が貫通し、ガス濃度の測定及び換気が続けられてまいりました。7月17日の換気口測定で可燃性ガスが検出されなくなったことが確認され、7月20日からトンネル内に測定者が入坑し、坑内のガス濃度の測定とともにトンネル内の実況見分等のための環境整備として、換気設備の再配置などが行われてきました。そして、8月1日から警察・消防・労働基準監督署などの関係機関による現場検証が開始されたところであり、国に対しましては、原因究明と安全対策の徹底を図ったうえで、野田インターチェンジまでの部分供用に向けた工程に遅れが出ないよう要望しておりますし、また要望してまいります。

次に、6月定例会以降の経過等についてご報告を申し上げます。第1に、保健・医療・福祉についてであります。ポリオワクチン接種事業につきましては、予防接種実施規則等の改正により、9月1日に経口生ワクチンから不活化ワクチンに移行し、これまでの集団接種から医療機関での個別接種となりました。接種をお願いする医療機関には事前に説明を行い、接種対象者には市報、ホームページで周知するとともに8月中に予診票・接種券をお届けし準備を進めてまいりました。同ワクチンにつきましては、国が本年11月に三種混合ワクチンとの混合ワクチンを定期接種として導入する予定でありますので、医療機関及び接種対象者等への情報提供を図りながら遺漏のないように進めてまいります。

7月18日には、新潟大学健康増進医学寄付講座南魚沼分室の開所式が南魚沼市役所大和庁舎にて開催されました。この南魚沼分室での生活習慣病コホート研究の成果を活用させていただき、市民の健康づくり、健康寿命の延伸につなげていく所存であります。

介護保険関係では、特別養護老人ホーム「雪椿の里」70床ですが、これが6月1日オープンし、7月末までに64人が入所されました。第5期計画における施設整備、これはミニ特養1か所と小規模多機能の居宅介護2か所、これにつきましては年度内着工を目指して今、準備作業を進めているところであります。

子育て支援関係につきましては、「六日町認定こども園」の本体建築工事が8月18日に竣工し、8月19日に内覧会が行われました。学校法人里咲学園からは、来年4月開園に向けて対象保護者への説明会や余川保育園と連携しながら児童の交流会を開催するなど、スムーズな児童の受け入れに対応した取り組みを進めていただいております。

国民健康保険事業につきましては、5月の議会全員協議会で説明のとおり保険税率を据置きして運営しておりますが、関連する補正予算を本定例会に計上いたしましたので、よろしくごお願い申し上げます。また、災害など特別な理由で一時的に著しく生活が困難になった場合に、一部負担金の減免や徴収猶予を行うための要綱を制定し8月1日から運用いたしております。

次に、教育・文化についてであります。他県の中学生在がいじめを受けて自殺した問題をき

かけに、全国的にいじめが大きな社会問題となっております。その重大性から、7月12日に新潟県教育委員会から取り組みの徹底が通知され、市教育委員会では、いじめ見逃しゼロに向けた取り組みの強化と、いじめやいじめの疑いのある場合の対応について、学校、保護者、関係機関と連携して確実に取り組むことを、改めて小・中学校長に周知徹底をいたしました。

また、4月以降、登下校中の児童の列に自動車が突っ込み、死傷者が発生する痛ましい事故が相次ぎました。これを受けて文部科学省、国土交通省、及び警察庁の3省庁が連携して「通学路における緊急合同点検実施要領」が作成され、小学校の通学路について、危険箇所の抽出、点検及び対策の検討結果を11月末までに、県教育委員会に報告するよう依頼があり、現在、学校、保護者、道路管理者、警察等と連携しながら点検や対策に取り組んでいるところであります。

市立総合支援学校につきましては、開校時の在籍予定児童・生徒数を把握するため、通学バス、日中一時支援などの具体的内容を示し、入学・転校希望調査を実施いたしました。その結果、小学部9人、中学部12人、高等部22人、合計43人の希望者となりました。また、検討中や小出特別支援学校を希望する方も20人以上おられますので、理由を個別に確認し、可能な支援を検討していく中で、総合支援学校への入学、転校について再度確認しているところであります。

国際交流基金事業につきましては、7月30日から8月2日にかけて、昭和63年以来姉妹校交流を続けております韓国道岩中学校から、10人の生徒と3人の先生方が来日され、互いの文化交流と親交を深めたところであります。

また、5年目を迎えましたアメリカへの中学生海外派遣は、8月15日から8日間にわたり、生徒20人、引率2人の総勢22人が、アメリカのオレゴン州ユージーン市にホームステイして、日本と異なる生活習慣や文化に触れてまいりました。この経験を生かし今後の学業や人間形成につながることを期待しております。

城内、大巻、五十沢中学校の統合につきましては、統合方針について事務局で素案を作成し、教育委員会で検討しているところであります。今後、関係部局との協議を経た上で、本年度内に方針をまとめていきたいと考えております。

全国高等学校総合体育大会につきましては、自転車ロードレース、テニス競技におきまして、全国から、参加選手約800人、役員監督約2,000人の方々から参加をいただき、ロードレースでは地元新潟県の選手が優勝するなど、それぞれ高レベルの戦いが繰り広げられました。大勢の皆様のご声援、ご協力に対し感謝を申し上げます。

なお、テニスのほうでは周辺の民宿といいますか宿泊施設関係の皆さん方が非常に喜んでおられて、大変すばらしい大会となったところであります。選手、役員の皆さんからも非常に好評いただいております。こういう施設でのやはり全国大会、あるいは大きな大会というのが地域に非常に大きな活性化をもたらすということが、確認をされたところであります。

図書館建設計画につきましては、特に越後杉の活用を実施設計に反映し、地場産の木材の良さを市民に知ってもらえるよう計画しております。現在、関係機関とのワークショップを進めており、いただいたご意見をこれからの運営に生かしてまいります。

大原運動公園整備につきましては、野球場及び周辺の工事は順調に進捗しております。旧野球場撤去工事・樹木伐採工事等が終了し、野球場スタンド・管理棟の建築工事に取り掛かっております。本年度中に全体の半分以上の工事進捗を予定しております。

子ども・若者育成支援センターでは、相談業務の強化の一環として臨床心理士による心理相談室を9月から月1回開催してまいります。また、ニート・ひきこもり支援では、三条地域若者サポートステーションからご協力いただき、居場所支援及び社会参加導入講座事業を8月から実施をしております。

次に、環境共生についてであります。昨年度設置いたしました地球温暖化対策地域協議会及び廃棄物減量化等推進審議会をそれぞれ開催し、本年度事業の検討をお願いするなど具体的活動を開始いたしました。また、昨年から進めてまいりました新潟県カーボンオフセット制度への登録が、「南魚沼 銘水の森」間伐プロジェクトとして県内で4番目に完了いたしました。この制度はご承知かと思えますけれども、森林が吸収した二酸化炭素を企業などがクレジットとして購入することで、事業活動で排出した二酸化炭素と相殺——これがオフセットということであります——する仕組みであります。今後、森林の二酸化炭素吸収量を算定するためのモニタリング調査、第三者機関の検証を経て、11月以降に総量約2,000トンのクレジットが発行される見込みであります。これにつきましても既に市内在住業者からオフセット、クレジットの申し込み等が出ているところであります。

次に、都市基盤についてであります。南魚沼市斎場の指定管理期間が、本年度末に満了となります。現在、次期指定管理者の指定に向けて準備を進めておりますが、関連して斎場条例の一部改正を別に提案をさせていただきます。

住宅リフォーム事業につきましては、申請受付件数1,030件、補助予定金額8,438万円、申請工事の総事業費は9億5,486万円となりまして、経済波及効果として11.3倍と評価をしているところであります。なお、7月末時点において実績報告兼補助金請求件数は475件、支払済補助金額は3,691万円となっております。

昨年の新潟・福島豪雨による公共施設の災害復旧状況につきましては、決定を受けた80か所について、近接工事を合冊して74か所として、そのうち73か所を発注いたしました。未発注の箇所につきましては県の治山工事との関連から遅れましたが、早急に調整して発注する予定であります。8月1日現在24か所が完了し、年度末までには全箇所完了を見込んでおります。また、国県の災害復旧事業につきましても早期完了を目指して本格的な復旧工事を進めております。湯沢砂防事務所では土石流が発生した高棚川や北ノ入川流域、五十沢川流域につきましても調査測量設計を進めております。

また、7月6日から8日にかけての梅雨前線による豪雨では、市内でも24時間雨量が80ミリを超え、これによる公共土木施設の被害状況は、道路の法面崩壊が3か所、河川の護

岸破損が1か所で、概算復旧工事費は4,280万円となり、9月3日に国庫負担申請をして復旧工事を実施してまいります。昨日、査定が行われているところであります。

災害復旧以外の国県事業では、国道17号浦佐バイパスや自転車歩行者道整備事業、八海橋架け替え事業、十二沢川改修事業などの継続工事が進んでおります。今後とも事業促進について、国県に強く働きかけてまいります。なお、今秋供用開始する新八海橋につきましては、10月27日に開通式を挙げるため、地元行政区や関係機関と準備を進めております。

国土調査事業につきましては、平成22年度から実施しております第3計画区、これは四十日地区であります。これにつきまして本年7月24日付で、県から地籍図、地籍簿の認証を得て、登記事務を進めているところであります。成果といたしましては、調査前の筆数3,423筆、面積106.50ヘクタールに対しまして、調査後の筆数は1,137筆減の2,286筆、面積は8.91ヘクタール増の115.41ヘクタールでありました。

次に、産業振興についてであります。初めに農業関係であります。水稲の作柄につきましては、大雪の影響から播種の遅れが心配されましたが、おおむね平年並みで推移することができました。その後の生育につきましては、草丈が短く茎数が多いという傾向が見られましたが、草丈の伸びや茎数の淘汰が進み、現在はおおむね平年並みで推移しております。しかし、7月後半からの高温傾向が継続し、これにより一昨年に多発し、当地域の米の品質の大幅な低下の原因となりました白未熟粒の発生が懸念をされております。

そのため、出穂前の栄養凋落を防ぎ、24年産米の品質を確保するため、的確な穂肥の実施と飽水管理の徹底を、県及び市内農業関係団体等と連携しながら進めてきたところであります。今後の降水状況によっては、さらなる飽水管理の延長等も含め、気象変動に即した稲作指導の徹底に努め、「安全・安心」で「高品質・良食味」の南魚沼産米の生産に向け、取り組みを進めてまいります。なお、一部で渇水等が発生をいたしまして、その渇水対策等を現在集計しているところでありますけれども、今予算にはそれが反映をされませんので、後日予備費流用等も含めて対応させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

生産調整につきましては、当初懸念されました県間調整等につきましても最終的に2,207トン、対前年比77.1パーセントを確保することができました。しかしながら、農業者戸別所得補償制度の変更に伴い生産調整不参加者が徐々に増加する傾向にありまして、市内2つの農業再生協議会が共に未達成となる見込みとなっていることから、市全体として0.97パーセントの未達成となる見込みであります。今後も、この傾向は続くものと思われ、南魚沼産コシヒカリのブランドや販売戦略に対する影響も懸念をされるところであります。

本年度から始まりました「人・農地プラン」につきましては、国の方針決定の遅れから、農家の皆様への周知も遅れることとなり、対応に苦慮いたしました。推進チームの結成等による取り組みによりまして、現在市内15プランを認定したところであります。しかし、24年産米の収穫後に来年度の作付に向けた土地の異動等が予想されることから、再度、制度内容の周知を徹底し、新たなプランの策定に向け、取り組みを進めてまいります。農地・

農業用施設の災害復旧状況につきましては、一部の甚大な被災地域や河川工事に関連する箇所等を除いて、ほぼ順調に進んでおります。本年、作付できなかった農地につきましては、来年の作付を目指して早期の復旧工事完了に向け取り組んでいるところであります。

観光振興につきましては、東日本大震災及び新潟・福島豪雨災害の影響が大きく、観光客の入込みは厳しい状況が続いておりますが、本年、初めての試みとして7月22日に八海山ロープウエー山頂広場で「夏の天空雪まつり in 八海山」を開催いたしました。

観光交流拠点整備事業は、道の駅「南魚沼」が7月1日にオープンし、8日に行ったオープニングセレモニーでは、多くの皆様からご来場いただきました。今後も、市民の皆様や多くのお客様から愛され続ける施設づくりを目指して進めてまいります。なお、この道の駅等の実績が先般ちょっと出ましたのでご報告申し上げますが、まず直売所でありますけれども、当初の目標は7月で1,000万円、8月で2,000万円の売上げを目標としておりました。7月では2,291万円余の売上げを達成したところでありますし、8月も8月20日現在で既に約2,590万円の売上げが出ておりますので、3,000万円を超えることは間違いのないだろうと思っておりますが、非常に多くの皆さん方からご利用いただいておりますので、ご報告を申し上げます。

「国際ご当地グルメグランプリ in 南魚沼牧之通り」の開催に向けては、各関係団体と協働して準備を進めているところでありますが、同グランプリの開催に合わせて、現在、改修工事が行われておりますJR塩沢駅のオープニングセレモニーが行われることになりました。

次に、行財政改革・市民参画についてであります。外国人登録制度の廃止に伴う改正住民基本台帳法が7月9日から施行されましたが、システムトラブル等もなく順調に移行しております。

6月10日には、第3回となり地域の皆様の連携の下で定着してまいりました南魚沼グルメマラソンが開催されました。前日・当日とも生憎の雨でありましたけれども、3,284人のランナーが快走し、レース後には南魚沼のグルメを満喫していただきました。東日本大震災の影響もあって参加者が減少した昨年の大会に比べ、約1.6倍の参加による盛大な大会となりました。雨対策に課題を残す大会となりましたけれども、第1回、第2回ともランニング専門誌「ランナーズ」の100撰にも選ばれ、今回も多くの参加者の皆様からご好評をいただいたところであります。

次に、平成23年度決算及び財政執行状況についてであります。一般会計決算につきましては、繰越明許費繰越額を含んだ形式収支は9億8,662万円となりましたが、繰越財源を除いた実質収支額は、7億2,110万円となりました。前年度からの実質収支額4億1,765万円と財政調整基金の減少額3億9,191万円を差し引いた単年度収支額は8,846万円の赤字となったところであります。新潟・福島豪雨災害の被害が甚大であり、復旧予算として56億9,470万円を計上し、26億1,236万円の執行を行いました。また、除排雪経費では、豪雪であった前年度経費をさらに約3億1,000万円上回る支出となりました。災害対応に多額の経費を要したことが、単年度収支が赤字となった大きな要因であります。

このような中であって、合併振興基金の繰戻し額の増額、病院事業会計に特別補助を行うことによる資金不足解消など、財政の健全化にも努めてまいったところであります。

病院事業会計の決算につきましては、収益的収支では、総収益39億9,261万円、総費用37億1,899万円となり、差引き2億7,362万円の純利益が生じております。ただし、この中には、資金不足解消分の一般会計補助金4億3,500万円が含まれており、これを差し引きますと、1億6,138万円の純損失となります。資本的収支では、7,011万円の不足が生じましたけれども、当年度分損益勘定留保資金等で補填をいたしました。

水道事業会計の決算であります。平成23年度末の給水人口は5万9,380人、給水件数2万3,488件となり、水道普及率は97.2パーセントとなりました。給水収益は16億5,530万円、前年度比2.3パーセントの減となりました。減少した要因は、給水人口の減少と節水志向の現れと考えられます。収益的収支では収入23億3,637万円に対し、支出25億7,131万円でありまして、2億3,494万円の純損失となりました。この件につきましては水道事業会計の決算のときにも申し上げますけれども、この要因は平成20年、簡水統合後、新監視システム等が完了しまして、旧簡水の資産を一括除却、約5億円強、この資産減耗費の増によるものであります。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成23年度決算に係る健全化判断比率——4指標であります——及び各事業会計における資金不足比率につきましては、本定例会で報告いたしますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率については該当がありませんでした。実質公債費比率は、3か年平均で19.1パーセントと昨年度値から1.6ポイント減少し、将来負担比率とともに早期健全化基準を下回っております。

一般会計からの特別補助により病院事業会計の資金不足は解消されております。水道事業会計では、昨年度に引き続き資金不足はありませんでした。

次に、平成24年度の地方交付税でありますけれども、普通交付税の算定が終わり、交付額が前年度対比8,603万円減の96億3,550万円決定となったところであります。また、臨時財政対策債は13億1,690万円で、前年度より2,430万円の増となりました。

本定例会には、歳入歳出予算に13億6,931万円追加の一般会計補正予算（第2号）を提案させていただきますが、主な内容といたしましては、冒頭申し上げました第5期介護保険事業計画に基づく、小規模多機能居宅介護2か所、小規模特別養護老人ホーム1か所の施設整備事業が採択となりましたので、歳入歳出とも1億6,632万円を計上いたしました。また、現在実施設計中の新市立病院整備事業について、平成27年6月に開業予定の魚沼基幹病院と同時期の供用開始を目指すことから、病院事業会計及び一般会計で新病院建設に必要な債務負担行為を設定するとともに、スケジュールの面から先行して建設が必要なエネルギーセンターの建設予算8億円を計上いたしました。そして、昨年度の豪雨災害、豪雪災害復旧に必要な2億4,357万円を追加計上させていただきました。

歳入では、前年度繰越金が7億2,110万円確定したことによる既決予算額2億2,471万円との差額4億9,638万円を追加いたしました。また、普通交付税及び臨時財政対策

債が確定いたしましたので、それぞれ1億1,850万円、8,290万円を増額計上いたしました。収支差額につきましては、当初予算で資金不足分について取崩しを見込んだ財政調整基金繰入金を4億8,000万円減額し、残余については予備費に1,772万円を追加計上することといたしました。当初この財政調整基金の繰入金8億5,000万円を予定したところであります。

本年もまた、全国各地で局所的豪雨や突風など甚大な災害が発生しております。近年、気象状況はますます不安定になってきたように思われ、災害の危険性は時期や地域に関係なく高まってきております。昨年の豪雨災害からの復旧も鋭意進めておりますが、併せて防災対策にも万全を期し、安全・安心なまちづくりに向け全力で取り組んでまいりますので、改めて議員各位のご指導、ご支援をお願い申し上げ、所信表明といたします。

むすびといたしまして、今議会の提出案件24件、内訳であります但条例4件、予算8件、その他12件でございます。よろしくご審議をいただきご決定賜りますようお願い申し上げます、所信表明とさせていただきます。

○議 長 以上で市長所信表明及び行政報告を終わります。

○議 長 日程第5、報告第3号 所掌（所管）事務に関する調査の報告について（継続調査）を行います。

議会運営委員長・井上智明君の報告を求めます。

○井上議会運営委員長 それでは議会運営委員会の報告を行います。まず最初に議会運営委員会の調査の状況でありますけれども、8月27日、委員8名全員の出席を求めました。そのほかに正副議長からも出席をいただいております。調査の内容ですが、総務部長、総務課長、財政課長、3名の出席を求めまして9月の定例会の会期及び議事日程等の議会運営に関する調査を行いました。

その詳細でありますけれども、1番として付議事件の概要、それから会期及び議事日程について、決算認定議案の審議の進め方、陳情の取扱い、意見書の取扱い、同意人事案件の採決の方法について、一般質問の取扱いについて、その他ということであります。

議事日程等につきましては、先ほど議長からお示しいただいて皆さんから承認いただいたところでありまして、審議の進め方等につきましては、昨年の例にのっとりということで見定めております。

次に管外調査についてでありますけれども、議会運営委員会の管外調査は本年度は8月2日から3日にかけて長野県塩尻市議会及び須坂市議会を調査いたしております。委員の参加ですが8名全員であります。そのほかに正副議長からも出席をいただいております。事務局からは事務局長が出席をしていただきました。

2日の日には塩尻市議会を調査いたしました。特に重点的に調査いたしました事項は、議会改革ということでありまして、議会基本条例についてを勉強してまいりました。

それから8月3日には須坂市を訪れまして同じメンバーでやりましたけれども、委員会審査の自由討議あるいは行政視察報告会などについて調査、研究をしてまいっております。そ

の報告書につきましては皆さんのお手元に詳細が載っておりますし、個人個人のそれぞれの報告書は本日お手元に配られたとおりでありますので、細かいことについてはそれをご覧いただきたいと思います。以上であります。

○議 長 議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 総務文教委員長・関 昭夫君の報告を求めます。

○関総務文教委員長 総務文教委員会の報告をさせていただきます。まず所管事務調査についてであります。期日は24年7月11日、出席状況につきましては、委員全員が出席、議長は公務のため欠席でございました。関係執行部から出席をいただき市民会館の施設の現状について、並びに文化スポーツ振興公社の運営について、市税の調定状況について、図書館建設について、消防団の再編について、以上5項目について調査を行いました。

まず、市民会館の施設の現状ですが、施設は昭和63年に建設されており20年以上が経過したということで、平成20年より大規模改修工事を進めてまいりました。目的としては老朽化への対応は当然ですが、時代に対応した機能アップ、特にデジタル化への対応ということでありました。詳細につきましては資料に掲載がございますのでご覧をいただきたいと思います。

それから文化スポーツ振興公社の運営についてであります。文化スポーツ振興公社、平成23年度は災害の多い年であり、施設の破損、イベント等のキャンセル、延期、自粛による借り控え、客離れ等の多くの影響を受けた年であり、また公益法人への移行のための準備を進めた1年であったということでございます。

現状の職員体制は正職員12名、臨時・パート14名ということで運営を行っております。

公社は財団法人として公益法人法の会計基準に基づいて経理をしてまいりました。平成23年度までは平成16年の基準に基づいて経理をしておりましたが、24年度からは公益法人に移行しているため、平成20年度基準に基づいて会計処理を行うことになるということでした。

その公益法人の関係ではありますが、今年4月1日に公益財団法人南魚沼市文化スポーツ振興公社として認定をされ、登記も完了しているということでございます。やっている仕事は100パーセント公益の仕事であるということから、信念・理念からすると改めて公益の認識を強く持ったということでございました。

また、従来と違いまして役員体制が変わりました。今までは理事会が最高決定機関というような形だったのですが、今後は評議委員会が最高決定機関ということで理事会は執行機関というような位置づけになるという説明もございました。

次に市税の調定状況についてであります。税務課長から資料に基づき説明がありました。

個人市民税の前年比較ということで、本年度より年少扶養控除が廃止されたことによる増、それから農業所得の増が大きな要因になっております。それから法人市民税については、昨年比で数倍の営業成績を上げている企業もあり、そういうことから調定比が伸びているというようなことがございました。それから固定資産税で減額になっている部分については、評価替えに伴う減額ということでありました。現年分の合計を見ると、都市計画税の調定額の落ち、これは税率の変更に伴う落ちであります、それがそっくり全体の減となっているということでございました。それから滞納分並びに国保等も合わせての合計でも都市計画税分の減であり、全体としてはほぼ前年並みの予算、調定になっているという説明でありました。質疑等につきましてはご覧をいただきたいと思っております。

次に図書館建設についてであります。調査時点での経過報告ということでありましたが、資料についている添付図面等で説明がありましたが、大きなレイアウトの変更はないということでありました。また、街づくり会社の退店交渉については、おおむねの同意はいただいているが、まだ一部の方についてきちんとした了解が得られていない部分もあるということと、2つの医院のほうとの最後の調整が残っているということでありました。今後、土地については契約はできるが建物については議会議決が必要になるという説明がございました。

次に消防団の再編についてであります、資料をご覧いただきたいと思っておりますけれども、34ページ、ここになぜ消防団の再編が必要かということ、それから次に35ページに再編の目指す方向ということが書かれてございます。非常に簡潔に書かれておりますが、新入団員の減少それから部ごとの団員数それから管轄エリアの格差の拡大ということが再編の大きな要因であり、また目指す方向としては分団各部の効率的な再編ということを目指していくということでございました。質疑等についてはご覧をいただきたいというふうに思います。

次に管外調査の報告をさせていただきます。調査期日につきましては、平成24年7月25日から27日の3日間でございます。調査先につきましては、静岡県島田市でスポーツ施設を活用したまちづくりについて、愛知県豊田市において地域予算提案事業について、それから二学期制について、愛知県犬山市では歴史資産を活かしたまちづくりについてということで調査をまいりました。参加者については委員並びに議長、それから執行部からは教育部長、企画政策課長、それから事務局からは議事係長で参加をまいりました。各市の概要につきましてはご覧をいただきたいと思っております。

まず、島田市でのスポーツ施設を活用したまちづくりについてであります、島田市においてはスポーツ行政全般としてスポーツの振興、それからスポーツによる交流人口の拡大というテーマで、総合計画の中にも重点項目として位置づけているということでございました。この中でスポーツ合宿をやり、全国規模の大会をやることで、全国から島田市に来ていただく、そして島田市を大いにPRしていく、情報発信をしていくシティープロモーションという大きな役割を負っているということが特徴になっていることでございました。

島田市では大井川の河川敷を利用して国土交通省からマラソンコースを作っていただいたということで、このコースにつきましては東海地震に備えた施設ということで、緊急物資輸

送路として港から内陸部までの救援物資を届ける多目的道路として設置をされたもので、普段マラソンコースとして利用しているということでもございました。この施設の恩恵を市民に還元するいい方法はないかということで、マラソン合宿のメッカとして活用していこうということになったのがきっかけということでもございました。合宿の効果としては、経済効果は当然であります、一流のアスリートの練習を、一緒に練習しながら、あるいは間近で見ることで技術力の向上が図られているということで、また全国規模の大会を開催することにより交流人口の拡大も図られているということでもございました。現在、天候に左右されない施設として要望の強かった全天候型の400メートルトラックを新たに整備中であるということでもあります。そのほかの運動施設も整備中であり、トレーニング環境の充実を図っていくということでもございました。

次に愛知県豊田市の地域予算提案事業についてであります。豊田市は皆さんご承知のようにトヨタ自動車の本社のある市でございます。また、平成になってからの合併等で地域が大きく広がり918平方キロという広大な面積になっております。また、市の7割が山林というような状況になってきているということでもございました。このような状況の中で都市部と山間部で抱える問題が非常に大きく異なっているということであり、視点が全く違っているということで地域自治システムというものを作り、その中で「地域予算提案事業」、また「わくわく事業」の2つの施策を行ってきているということでもございました。

地域の皆さんが自ら考え自ら実行していく、この点が豊田市の地域自治システムの最大の特色であるということで、豊田市では「協働」——協力の協に働く、を一步進めた、共に働き共に行動するという、字は違いますが「共働」という考え方に進めていっているということでもございました。これらのことも自治基本条例の中で位置づけて進めているという話でもございました。

また、次に二学期制についてであります、平成16年度から二学期制を導入されたということで、当時の教育長が非常に積極的に推し進めたという話でありました。二学期制の導入目的は行事を見直し授業時間数を確保すること、増えた時間数を個に応じた指導に生かし基礎学力の定着を図ること、教師がゆとりを持って子どもに接し、規範意識や心の教育を充実させることの3点であるという説明がございました。

二学期制のメリットを7点ほど挙げられましたし、その成果についても4点ほど説明を受けました。二学期制を進めることにより学校の教育活動全般を見直し、再評価した意義が大きく、今後も制度の点検、評価を適切に行い制度の運用を継続していく考えであるとの説明でもございました。

また、質疑の中で、非常にメリットが大きいのにほかの市町村ではどうですかという話がありましたが、二学期制を取り入れている市町村、それから三学期制のままで進んでいるところ、それから二学期制を取り入れたけれども合併を期に調整がつかず、三学期制に戻したところというようなことも説明がありました。理由についてはわからないということでもございました。

それから次に愛知県犬山市の歴史資産を活かしたまちづくりについてであります。皆さんご存じのように国宝犬山城という大きな歴史的文化遺産を有しており、年間500万人の観光客が来訪する国際都市として知られているところでございます。この城下町における歴史的建造物の保存等の取り組み、それからこのことによる都市計画道路の変更の取り組み、それから景観形成への取り組み等について説明を受けました。非常に総構えという城下町特有の都市形成があり、またそれが現在も残っているという中で、いろいろな問題、課題を抱えている。特に観光客の安全面等への深刻な問題にも直面しているということで、都市計画の変更等を行いながら、歴史的風致維持向上計画等を作成して助成を行いながらやっているということでございましたし、景観形成の面でも城下町としてのイメージを壊さないようにある一定のルールを定め、また景観法に基づいた景観条例と景観計画を策定して景観形成のための助成を行っているという説明がございました。委員の感想、意見等も資料に記載してございますし、またご覧をいただいて参考にさせていただければと思います。以上で報告を終わります。

○議 長 総務文教委員長の報告に対する質疑を行います。

○寺口友彦君 総務文教委員長にお伺いいたします。いただいた資料4ページ、5ページにある文化スポーツ振興公社のほうの委託費、事業費、それから普通預金についての質疑応答がありますけれども、小規模修繕についての公社のほうから細かい説明、あるいはその原資について市の担当課からの説明があったかどうかお伺いします。

○関総務文教委員長 お答えします。小規模修繕についての質疑はなかったかというふうに記憶しております。

○岩野 松君 管外視察についてお聞きしたいのですが、特に豊田市の二学期制についてを視察されたということですが、二学期制になると確か——二学期制だと一学期終わって夏休みがあり、そして二学期は、ちょっと最近早く始まっていますが大体9月から始まると。また二学期が終わると冬休みがあり、そして三学期が始まるとい、休みが長くあった区切りという子どもの生活習慣——子どもというか大人も含めてですが、そういうことへの違和感みたいなものは質疑としてあったかどうか。それとそういうことが非常にどういうふうにメリットとして得るかというのを、もし、委員長個人的に感想がありましたらお聞かせいただきたいと思います。

それと、これの委員の皆さんの感想、意見というのが非常にいいのがたくさんありますが、このまとめ方の中で全般というのが最後にあります。これは討論して全般をまとめたわけではなくて、それぞれ皆さんが、我々も行って書きますけれども、それをそういうふうに分類して載せてくれたというふうに解釈してよろしいかどうかお聞かせください。

○関総務文教委員長 お答えしたいと思います。まず、その休みのけじめという話がありました。休み自体は変わっていないということで、確かに一学期、前期と後期の分かれ目が3日程度の休みなのでその辺にちょっと違和感があると。そのけじめのつけ方というか、そこでの切替えにちょっと短いのかなというような質問に対する説明があったというふうに思

っています。

それから私の個人的なという話は、また報告書の中に書かれていますので、ご覧をいただければいいかなというふうに思います。それと最後のほうの総括的な意見という部分がありますが、これはおっしゃられたとおりの個々が全体を見ての話ということで記載されている部分でございます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、総務文教委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 産業建設委員長・山田 勝君の報告を求めます。

○山田産業建設委員長 それでは産業建設委員会の調査報告をいたします。日程に基づきまして管外調査のほうから報告をいたします。期日は平成24年7月3日から5日までの3日間、調査先、調査内容、石川県加賀市におきまして加賀市観光振興アクションプランについて、京都府伊根町におきまして景観保全と観光振興について、福井県鯖江市におきまして鯖江ブランドづくりについて。参加者につきましては委員全員と議長も参加していただきました。執行部からは産業振興部長、建設部長に参加いただきました。

それでは石川県加賀市につきまして概要を説明いたします。全国有数の温泉地であります山中、山代、片山津を擁しています。ピークのときには400万人からの来客があったわけですが、現在200万人と落ち込んでおりまして、これを300万人誘致に向けて加賀市観光振興アクションプランということで取り組んでいるということでもあります。その内容として加賀温泉郷の再生ということでもあります。3温泉地をまとめまして加賀温泉郷として売り出していこうとこういうことでもあります。そして、温泉地以外の魅力、歴史、自然、芸能、茶道などの文化、そういったものの魅力を発信しよう。さらに加賀ブランドとしての九谷焼とか漆器、そういったものをブランドとして前面に出していこう。観光客の誘致におきましてはインバウンド、外国人の対策もやっていこうということでもあります。

そしてその組織づくりであります。4ページになりますが、一般社団法人加賀市観光交流機構の設立であります。3温泉旅館中心の観光協会であったわけですが、平成22年12月に加賀市観光交流機構として設立いたしました。そういったことで積極的に加賀温泉郷を売り出していこうと、そういう姿勢について伺ってまいりました。質疑応答の中で1点、最初の項目、教育旅行の誘客うんぬんがあるわけですが、23ページのほうを開いていただきまして、右上の横向き表ですが、加賀市コンベンション開催助成制度というのがあります。修学旅行を含めてそういう誘客には補助をしようという、そういうことを前面に出してお客さんをお呼びしようということが説明されております。

もう1点、先ほどの観光交流機構の事務所についての質疑であります。5ページの一番下であります。メリットとして6ページに答えがありますが、行政と同じフロアに置くことで顔が見えたり、情報の共有ができて連携が非常によくなったというような質疑があります。下のほうに委員の意見、感想、そういったものが書かれておりますので読んでいただけ

ればと思います。

続きまして京都府伊根町、これは人口が約2,400人ぐらいの小さな漁村であります。ブリ漁が盛んだったのですが、その船を格納する舟屋が現在も湾沿いに230軒ずっと連続して建ち並んでいまして、全国的にも類を見ない独特の景観を作り上げています。平成17年には漁村として初めて重要伝統的建造物保存地区と選定をされております。調査内容として景観保全と観光振興についてであります。舟屋群を中心とした景観保全の取り組み、これに対しては補助金制度、これは老朽化してきますので概観をいかに保全するかということで補助金が決定されております。今の若い方の住宅環境、内部については以前そのままという訳にはいかないのですが、外部については景観を保全しようということで補助金が設定されております。

舟屋群を活用した観光集客と地域活性化への取り組み、そしてその成果であります。人口はやはり減少し続けております。高齢化率も42.7パーセントと非常に高齢化しております。第5次伊根町総合計画の中で、伊根町らしくあるためには観光客との交流による賑わい、活力が不可欠ということ踏まえまして計画が作られました。ちなみに37ページをちょっと見ていただけるといいのですが、横向きの表です。入込客数総数これがずっと多少の増減はあるわけですが減っていないと。やはり観光客がずっと来続けているということで、そしてそのずっと下になりますが、観光消費額の消費総額のところをずっと近年見ていただきますと、逆に近年増えている部分もあるということで、その景観を前提とした観光客誘致を前面にということでもあります。

さらに日本で最も美しい村連合への加盟にもなっております。これは現在全国44が加盟しております。1万人以下それに景観、環境文化が揃っているところということで登録がなされるわけですが、こちらにも登録されております。ただ、課題としましてはやはり人口減少によります人材の発掘と育成が大きなポイントであろうということ説明を受けました。質疑及び委員の意見につきましてはお読みいただければと思います。

福井県鯖江市につきまして説明させていただきます。出稼ぎ対策として眼鏡フレームを作っただけではどうかということで作り始めて、高度成長に伴いまして眼鏡の需要が急増し鯖江眼鏡というものが国内製造シェアの96パーセントを占めているというまちであります。ここは福井県内で唯一人口が増え続けている自治体ということで、その要因は何かという目的で調査に伺いました。

鯖江ブランドづくりについて、「鯖江街なか賑わいプラン」を作りまして、眼鏡を中心として、そのほか繊維、漆器、こういった3点で個性と特徴のあるまちづくりを目指しているというそういった内容であります。眼鏡につきましては、従来OEMで生産をしていて非常に有名ブランドで出だされていたわけですが、「鯖江」という名称は一切使えない状況でありました。ところが、これを何とか作って売るもの、自分のまちで自分のブランドとして作って売るということをこれからやらなくてはということで、それではOEM、例えばシャネル、グッチなどですが、それに影響されないサングラスに着目しまして、飾り眼鏡という部

分でもありますが、そういったところに着目しましてファッションイベント等で売り出してきまして、現在そちらで急増しているところでもあります。

繊維、漆器につきましてはそれほどではないのですが、めがね会館などを見学しまして、非常に眼鏡を前面に出したまちづくりであるなという感じがいたしました。今後の課題というのはやはり人材育成、若者の雇用創出等への取り組みであるということも説明されました。質疑及び委員の意見につきましてはお読みいただければと思います。

続きまして管内の調査の報告をいたします。調査期日、7月12、13の2日間、調査事項、災害復旧の現状について現地調査を行いました。2つ目、製造業支援について、3つ目、人・農地プランについて、4つ目、「南魚沼のおいしい湧き水」について、5つ目六日町街づくり株式会社とJR六日町駅前の活性化について、6つ目、「道の駅南魚沼」の経営計画について、現地調査を併せて行いました。委員の出席は8名全員であります。議長からも出席いただきました。執行部からもそれぞれ出席をいただきまして調査を行いました。

最初に災害復旧の現状について、吉里、思川地区の農地災害関連区画整備事業というところを現地調査しながら、現地で説明、質疑を行いました。この事業は非常に珍しい事業であると。新潟県でも中越地震のときに山古志で2か所、小千谷で1か所、事業そのものは再災害を防止するため災害復旧の一種であると。大体3地区、吉里、外谷、思川それぞれ農家負担については1.9から2.6パーセントくらいの中で賄えているということでもあります。

続きまして小川、土沢地区災害緊急事業・清水瀬地区災害関連緊急治山事業というところではありますが、土沢、小川、蛭窪の3地区を合わせて三国川中流域土砂災害対策工事ということで進められております。事業費は4億5,600万円、国交省のホームページで公開されているようであります。土沢地区については農地復旧をしていき地元要望は来年の春には作付けをしたいということで、湯沢砂防はそれに向けて頑張っているというところでもあります。清水瀬地区につきましては、治山と治水と両方事業がなされているということでもあります。質疑等はお読みいただければと思います。

2つ目、製造業支援につきましては、南魚沼市では企業立地に関わる優遇措置として固定資産税の税率を3年間2分の1、地元の新規雇用者1人につき10万円を3年間に分けて、新潟県においては不動産取得税の課税減免3年及び6年間の事業税2分の1課税、産業立地促進事業補助金があります。旧西五十沢小学校に新潟日本電産コパル株式会社と名称を変えつつ本店がここに来たということで、そちらに対する説明と質疑もございました。質疑の中で最初の質疑ですが、既存部分の校舎と体育館は無償で新潟日本電産コパル株式会社に譲渡であるが、グラウンドを売買すると既存建物の部分の土地はどうなるのかという質疑がありまして、グラウンドを売買するときは土地も全部買っただきたいと考えていると。そのほか読んでいただければと思います。

3番目、人・農地プランにつきましては。農林課長から説明をいただきました。人・農地プランにつきましては、5年、10年後の地域の農業をどうやっていったらいいかを地域で話し合い解決しようという内容で始まったということでもあります。ただ、農協の広報でPRし

た程度でありますので少し情報の発信が遅く、今後も進めていきたいと。現在の状況では13プランを認定し、約14町歩が動くことになるという説明がありました。質疑については読んでいただければと思います。

「南魚沼のおいしい湧き水」につきまして、プリンスホテルがグループ内施設の飲料水を全部検査したということで——失礼しました、産業振興部長から説明いただきました。全部飲料水を検査したところ、六日町八海山スキー場の水源が硬度7ということで、全国的にも非常に珍しくミネラルウォーターとして評価が高かったということで商品化が決定しました。採水地は八海山スキー場の中腹であります。プリンスホテルでも非常にグレードの高いところでこれをお出ししているということで、南魚沼市の認知度も高くなってきているようです。さらに「南魚沼市とプリンスホテルの官民連携の取組に関する協定書」を交わしまして、観光・交流人口の拡大、市製品の販路拡大、防災対策、環境貢献等について今後詰めていくということであります。質疑の中で1点だけ、道の駅に置いてはどうかという質疑につきまして、販売方法が違うということで今後農協さんに置いてもらうように行政として話をしていきたいという説明がありました。

続きまして六日町街づくり株式会社とJR六日町駅前の活性化について、先ほど総務文教委員長からも報告がありましたが、内容につきまして一部重複する部分もあるかと思えます。最初に六日町街づくり株式会社社長及び事務局長さんから説明をいただきまして質疑を行いました。その後両名が退席された後、執行部より説明をいただき、さらに質疑を行いました。

社長の説明の中で一番心配しているのはテナントの関係である。ほとんど赤字経営である。補償金をもらい5～6軒のテナントの方が来年の3月31日をもって退店するという状況である。毎年赤字が出て困った現況の中、市から多額の補償金をいただけるということが大家の立場としてほっとしている。各テナントが抱える銀行関係の返済がこれによって全部できるかどうかは別として、おおむね喜んでもらっているというのが現実であると。

返済計画につきまして、工事が終わりました再来年から財務内容等も相当変わり、これならやっていけるという自信がついてきているところである。一番下の行ですが、このままいけば27年頃には借金等が整理され、収支で営業できていくのではないかと説明がありました。

質疑のほうであります。最初の質疑で16年間頑張ってきたら、その思いや役員としての責任についてどう考えているか。高度化資金を完済するまでは一番責任があるわけである。今回いただく3億円は市民の血税と理解し非常に感謝していると。2つ目の質疑であります。6億2,000万円を返していけるかという質疑に対しまして、確約はできないが財務内容が著しく苦しくなるというところまではいかないのではないかと観測、思っているということ。最悪の場合は市におんぶに抱っこというわけにはいかないの、私の私財を投げ打ってでもやり通すという固い決心でやっていくつもりであると。さらに毎年こういう委員会に出席して実情を報告し、皆さんから適切な指導をもらえればありがたいといった質疑答弁がありました。

その後、社長に退席いただきまして産業振興部長から説明をいただきました。経営状況、その後、今後の予定であるが6月28日の株主総会で土地建物の売却について決議をいただいたので、それに基づき市と街づくり会社で建物の仮契約をし、9月の議会に上程する予定であると。その後、各店舗との移転補償契約に進む予定であるという説明がありました。

教育部長から図書館の部分について、社会教育課長からも細部について説明をいただきました。図書館の運営方法について質疑があるわけですが、これは読んでいただければと思います。

6番目、道の駅南魚沼の経営計画について現地調査を行い、その後事務調査を行いました。商工観光課長から説明をいただきました。先ほど施政方針の中でも営業状況、集客状況説明がありましたように、行ったときも非常に好評で人が多くいました。質疑の中で13ページの中段下のほうですが、水曜日が定休日になっているという部分について、今後状況を見ながら検討したいということで、営業という観点を、そこに質疑応答がなされました。そのほか品揃えについて、今後農協としても園芸の生産を増やしていきたい、小さいながらも集まって一つの産地になればうれしいということで、園芸の生産を増やしたいという答弁がありました。報告については以上であります。

○議 長 産業建設委員長の報告に対する質疑を行います。

○岩野 松君 最初管外視察でしたので、そっちからお聞きしますが、鯖江市のことについてちょっとお聞かせください。委員の意見の感想の一番最後に、まちづくりを行っている市町村は専任職員を配置し、総合的に戦略を練り地域とともに歩んでいるという文章がありまして、ここでもそういう職員がいると考えていいのでしょうか。それと専任職員が市役所の中にいるということの効果みたいなものの説明か何かはあったかどうかお聞かせください。それが1点です。

それと12、13の報告について、4ページとそれから資料として32ページにあります。製造業の質疑の問題です。グラウンドに遺跡があるというふうな書き方がされております。そして試掘調査を実施したというふうにあります。それが最後にあるのですけれども、それについて委員会の中では、会社側とすればそういうものが出ないでそのまますぐ造れるのが一番いいと私は思いますけれども、そういうものが出ているということは事前にわかっていたのか、それともこういう問題が出てきて学校をあれしてみてもそうなったということなのかとか、そういう経緯の説明とかはあったのでしょうか。

それともう1点は、ララの問題ですが、私も非常にこれからのララ側での返済については危惧をしておりますが、質疑の中で、16年間のやり方や経営状況を見ていると、高度化資金返済の6億2,000万円が返していけるかどうかという心配があるという質疑があります。その中で努力するというのと私財を投げ打つてもという言葉が返ってきていますが、私財を投げ打つてもという言葉の中に、私がこれを読んだ限り、どうも返せないのではないかなみたいなニュアンスを感じました。それで、これからも適切な指導をもらえればありがたい、報告会をときどきしてやりたいということでもあります。ぜひ、見据えてもらいたいですけ

れども、やはりより税金を投入することがないような見据え方もしてほしいという思いで、この質疑に対しての、質疑は質疑どおりでしょうけれども、皆さんの思いは何かあったかどうかお聞かせください。以上です。

○山田産業建設委員長 最初の鯖江市のほうであります、ページ44です。こういった地域のものづくりを応援しますということで、向こうで専任の方がいらっしゃいます。

そしてその効果であります、13ページになりますか、まず1行目から最大級のファッションイベントである東京ガールズコレクションうんぬんというところがありますが、非常にこういったところに行政の方も専任官がタッチされまして、どんどん表へ出てアピールしているというような説明をいただきました。効果はこういったことで、現在フレームの脇にS a b a e と刻印が打ってあるサングラスが非常にファッション界ではブランドとして流通しているという、そういった説明もあります。そういうことで非常に効果はあると考えています。

市の行政の組織の中に我が市の中にあるうんぬんは、ちょっとその中では調査対象ではありませんので発言は控えさせていただきます。

続きまして西五十沢小学校の遺跡の件であります、遺跡が出ることは以前から委員会の中でも話されていまして、ただ、今回の中で質疑を読んでもいただくとわかるかと思うのですが、今回は試掘なので、こことこことにあるよというポイントだけ試掘をしたので、コパルさんがどの程度のものを造るかによって調査範囲が違ってきます。質疑の中にもありますが、こういった建物をどこに造るのですか、早く図面をください、という内容で現在とどまっています。

ララにつきましては、街づくり会社さんの社長の思いは十分ここに、質疑というか発言の文字の中に出ているかと思えます。委員の方からも本当に返せるのかというような意味合いの質疑も載っていると思えます。ただ、やってみなければわからないというのも事実であります。あくまでもアドバイザーが入った返済計画ですので、それを当面はその数字を見ることしか我々はできません。その自分の思いというのは、ここでは発言はできないと思えます。各委員の思いも感想というのは、考えというのはここでは発言するべきではないと思えます。その数字を見るということで、ただ、共益費の関係の質疑が一番最後にあるかと思えますが、それが大きなポイントであると事務局長も答弁されています。以上です。

○議長 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

○岡村雅夫君 今のララの問題について関連で1つお聞きします。9ページで社長の言葉は、今の答弁でありますけれども、その前段が確約ができないがということです。そして、次にページの産業振興部長がいろいろな議決、要するに市長も答弁しているように、今後一切市としては支出しないということが明言されていた中での調査のわけです。そうした中で、資金計画どおりにやってみるよりしょうがないという程度の調査だったということですか。そのところが、今後要するに市は支出をしないということが、執行部と申しますかその会社側が了解したというふうに捉えていいのですか。ひとつお聞きします。

○山田産業建設委員長　まず、返済計画につきまして、委員の中からも疑問のようなニュアンスの発言は確かにこの中にもあります。それでただ、実際数字を挙げてどうだからどうというのはなかなか言えるところではないと思います。返済計画の中で収入項目に挙がっている固定賃料の収入というものがあるが、要するに街づくり会社としてこの収入がしっかりしていれば、返済計画の方向が見えるのではないかと、話せるだけ細かく話してほしいという委員からの質疑がありました。

それに対しまして大きなポイントだと思うということで、共益費の収入というのが固定賃料でなく、臨時的なものというのも現在あるので、実際は赤字になっているところもあるというところであります。固定賃料に今後すれば、ある程度共益収入が幾らといったようなことが見込める。それが街づくり株式会社としての返済計画の大きなところになる、大事なところだと思っているという答弁をいただいております。

ですので、こういった返済計画表を見て重要なところを委員が指摘し、それについて答弁をいただいたところでもあります。

○岡村雅夫君　見合った収入があれば返済計画どおりいくということは誰でもわかっていることでありまして、要はこれからテナントの数も減って、いいところお医者さんと良食さんになるわけです。あとは共益費というのは、要するに建物が1つでありますので案分はするけれども、維持管理費等の、あるいは修繕とかいろいろなものでどういった割合をするかという辺りが問題だと思うのですけれども。この中にこういった委員会に出席して逐次報告して、そして見守ってほしいという言葉だと思うのですけれども、委員会としてみればそれが足かせになって、ついつい市がまた投入しなければならないということがないような調査を望んで質疑を終わります。

○議　長　質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、産業建設委員長に対する質疑を終わります。

○議　長　委員長報告の途中ではありますが、ここで休憩といたします。休憩後の再開は11時20分といたします。

(午前11時02分)

○議　長　休憩前に続き会議を再開いたします。

(午前11時20分)

○議　長　社会厚生委員長・中沢一博君の報告を求めます。

○中沢社会厚生委員長　それでは社会厚生委員会の報告をさせていただきます。最初に管内調査のほうから報告させていただきます。期日ではありますが、平成24年7月23日に開会いたしました。委員の出席は8名全員であります。議長からも出席いただきました。調査事項は記載のとおり3件について調査いたしました。調査内容につきましては執行部から主管の部長、課長、説明員より出席をいただきました。

最初に健診事業についてであります。現地調査を兼ねて行わせていただきました。生活習

慣病が増える中で医療費の増大が懸念されているわけでありまして、40歳から74歳までの加入者へ義務づけられているわけでありまして。南魚沼市では特定健診に加えてそれ以外の16歳から39歳までの若年健診、そして75歳以上の高齢健診をし、基礎健診とともにがんの早期発見のための各種がん検診を実施しているわけでございます。

特定健診の国の平成24年度の受診率の目標は、皆さんもご承知のとおり65パーセントに設定してあります。当市は53.9パーセントであります。これに関しましてはどこの自治体も目標は達成されていないのが実情であります。特に若い世代ほど受診率が低い傾向にあります。増加を図るために無料クーポン券を発行したり、また、環境の整備も必要であるわけでありまして、また、健診を受けていない方に電話によって健診を進めているのも事実でございます。

また、本年度には市政の懇談会にもメインテーマとして市民の健康と健診についてを取り上げさせていただき、啓発したことは皆さんもご承知のとおりでございます。詳細につきましては、資料11ページから16ページをご覧くださいと思います。

次に透析業務の現状についてであります。今回、現実の患者目線での現状をお聞かせいただきたいという思いから、参考人として南魚沼腎友会の役員さんからも出席いただき調査いたしました。透析患者からの現場の声の中では、今後、地域医療体制が変わる中でどう維持しようとしているのか心配であるという声がありました。その中で現在、常勤の医師がいないわけでありまして、自治医科大学からも月に何回かという形で来ていただいております。いないときは内科医が担当しているのが実情であります。

その中で来年1月からは、常勤の医師が勤務するという報告がありました。吉報かと思っております。また、基幹病院の透析は報道されたとおり27床ぐらいを計画しておるわけでありまして、新六日町病院の構想でも充足したいという報告を、皆さんも受けている次第であります。医療費につきましては患者1人当たり大体月額40万円近くであるというふうな報告でございますけれども、患者負担は1万円であとは国が全額負担している状況でございます。詳細につきましては、資料18ページから19ページをご覧くださいと存じます。

次に病院機能評価認定後の状況についてであります。大和病院では院長が着任した時点でどうしても普通の医療機関との同一水準レベルという目的で、4会議22委員会で医療向上に努め推進してきたわけでありまして。その中で本年4月6日に認定書が交付になったわけでありまして。現場の中で医師、看護師、また事務職員が共同して取り組んだことは非常に効果があったということでありまして。また、改善がなされたという報告がされておりました。機能評価の有効期間でありますけれども5年であります。その他詳細につきましては、資料20ページから24ページをご覧くださいと思います。

次に管外調査について報告させていただきます。期日は平成24年7月10日から12日でありまして。委員8名全員、また議長からも出席いただきました。執行部からは市民生活部長、福祉保健部長、また議会事務局より出席をいただきました。調査項目は大きく3項目であります。

これは最初に富山県の黒部市の下水道バイオマスエネルギー利活用事業についてであります。特にディスポーザーの件でございますけれども、黒部市として1基約10万円ぐらいかかるわけでありましてけれども、市として3万円の補助を実施しているということでありまして。普及状況は計画としては800戸を出しておりましたけれども、現在では200世帯しか普及していない現状だそうでありまして。その原因は知名度が低いのではないかとということでありました。皆さんも関心があると思っておりますけれども、実際に下水道つなぎ込みの状況はどうなっているかということかと思っておりますけれども、担当者いわく全く問題ないという説明でありました。ただし、鳥の骨、貝殻、とうもろこしの皮やひげ、また卵の殻などは入れないように指定しているそうでありまして。

次に小水力発電システムの導入についてであります。私たちが視察した宮野用水発電所は、当市の五城発電所に比較すると出力規模が70パーセントであります。北陸電力へ年間に5,000万円の売電を予定しているそうでありまして。順調に推移しているという報告を受けております。経済産業省からの補助で事業を推進してきたそうでございます。あと詳細につきましては、資料20ページから33ページをご覧くださいと存じます。

次に福井市の第2次次世代育成支援対策推進行動計画についてご報告申し上げます。福井県は民間調査で幸福度ナンバー1の県とも報道されているとおり、住みやすい市といわれておりますので、私たちも関心深く伺ったわけでございます。その中で全国の特別出生率は平均で1.39人でありまして。福井市は1.58人として全国平均を絶えずリードしてきた市でもあります。その中で169事業も実施している体制の中で専門の少子対策室を持っているということ、そしてまた結婚に関する意識が非常に高いということを実感してまいりました。そしてまた子育て環境の整備、また、市長自らが子育て支援の本部長となっているという、このことを改めて感銘を受けて帰ってきた次第でございます。詳細につきましては、資料34ページから47ページをご覧くださいと存じます。

最後に岐阜高山市の冬季高齢者ファミリーホームの開設事業についてであります。高山市は9町村が合併して今、日本一広い市であります。その中で高根地区における過疎化、高齢者率というのは現在50パーセントを超えているわけでありまして。その中で冬期間、高齢者がどう生活されているのか。高根地区におきましては、集合住宅に集まり生活をしている現状でありました。それにつきまして調査してきた次第であります。この詳細につきましても、資料48ページから54ページをご覧くださいと思います。以上、社会厚生委員会の閉会中の調査事項を報告させていただきます。

○議 長 社会厚生委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、社会厚生委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 地域医療対策調査特別委員長・松原良道君の報告を求めます。

○松原地域医療対策調査特別委員長　それでは地域医療対策特別委員会の調査の報告を申し上げます。調査事項につきましては市立病院の整備について、調査の状況、平成24年5月21日、委員全員の出席で行われました。調査の内容、市長、副市長、病院事業管理者を初め担当部署の係の出席を求め調査を行いました。質疑あるいは答弁につきましては、資料に記載のとおりでございます。以上、報告を終わります。

○議　　長　　地域医療対策調査特別委員長の報告に対する質疑を行います。

○岩野　松君　　2ページの最初のところにクエスチョンとアンサーの形で診療科についての説明というか質疑がありますが、1つは産科に関してはやる気がないと。これは基幹病院の中で小児科と産科が併設した形で、地域全体を大きくいえば3魚沼を含めた形でやればよいと思っているということですが、南魚沼市立病院として産科は必要ないというのは、この委員会ではやはりいいという認識の下に、ずっと進めていくという形になるのでしょうか、どうでしょうか。お聞かせください。

○松原地域医療対策調査特別委員長　そういうことであります。

○岩野　松君　　私は個人的にもそうですが、何人かの女性の方にお聞きしますと、やはり大和まで普通分娩は遠すぎないかという声が湯沢や塩沢、六日町もそうですけれども聞こえてきています。そこら辺はこれからの問題として捉えていただけないか、どうかお聞かせください。

○松原地域医療対策調査特別委員長　基幹病院できちんと対応をとるということですので、そうした市民の心配もあろうかと思えますけれども、逆にそこが安心だろうというふうに思っています。

○議　　長　　答弁のときは議長を通してください。（「はい」の声あり）

○議　　長　　質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、地域医療対策調査特別委員長に対する質疑を終わります。

以上で所掌事務に関する調査の報告を終わります。

○議　　長　　お諮りいたします。

本会期中の特別会計及び公営企業会計の決算認定議案並びに陳情を除く付議事件は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略し、また議案等に対する市長の提案理由説明は、予算及び決算並びに人事案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明としたいと思えますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本会期中の特別会計及び公営企業会計の決算認定議案並びに陳情を除く付議事件は、委員会付託を省略し、議案等に対する市長の提案理由説明は、予算及び決算並びに人事案件に限って行い、その他の案件については、市長の提案理由説明を省略し担当部長等による説明といたします。

○議 長 日程第6、平成24年陳情第2号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書採択のための陳情、日程第7、平成24年陳情第3号 「年齢計算ニ関スル法律」の改正についての意見書の提出を求める陳情、及び日程第8、平成24年陳情第4号 「私立高校生が学費を心配せず学べるように、私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する陳情、以上3件を一括議題といたします。

陳情第2号、陳情第3号及び陳情第4号の3件を総務文教委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

○議 長 日程第9、第15号報告 健全化判断比率についてを議題といたします。説明を求めます。

○総務部長 第15号報告についてご説明を申し上げます。平成21年4月から全面施行をされました、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定に基づきまして、平成23年度決算に係る4つの指標を算定、監査委員の意見を付して議会に報告を申し上げるものでございます。

表をご覧くださいますと、実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、いずれも黒字でございますので数字が出ておりません。実質公債費比率が19.1パーセント、将来負担比率が158.1パーセントという結果でございます。

実質公債費比率は3か年平均を用いることになっておりますが、各年度の指標値は19年度が23.3、20年度が22.9、21年度が22.1、22年度が20.7、当該年度が19.1と順次低下をしているという状況でございます。

将来負担比率でございますが、平成19年度が206.4、20年度が176.3、21年度が167.4、22年度が155.9でございますが、これは算出において分子の起債残高の増と分母の標準財政規模の減を主因とするものでございます。

報告資料について若干ご説明を申し上げます。3ページをお開きください。左上、総括表①健全化判断比率の状況でございますが、右の太い数字が1ページのほうに転記をされております。また、その下の表でございますが、イエローカードというべき早期健全化基準、レッドカードというべき財政再生基準がそれぞれ示されております。

次に4ページでございますが、数字が少し細かく見づらくて恐縮でございますが。総括表②連結実質赤字比率等の状況ですが、左の表中ほど、一般会計の実質赤字比率はマイナス3.81ですし、それぞれ各会計の実質収支及び資金不足・剰余額が記載をされておまして、右の表の下から3行目、これらの合計額を標準財政規模で割りますとマイナス12.19でございます。その左に米印で記載をされておりますが、黒字の場合、マイナスの値で示されるということになります。

次に総括表③、5ページをご覧くださいと思います。実質公債費比率の状況でございます。収入のうちどれくらいの借入金の返済に充てているかを示すものでございます。①の元利償還金の額から⑰までのものを、所定の計算式に当てはめると、表の中ほど右側にあ

りますように、各年度の実質公債費比率が、平成21年度が21.15052、平成22年度が18.58222、23年度が17.57416となり、3か年平均を用いることとなっておりますので、一番右の表で19.1となっているものでございます。

次に6ページをお願いいたします。総括表④将来負担比率の状況でございます。一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であります。350パーセント、3年半分を超えると健全化法ではイエローカードということになります。最下段が算式でありまして、算式の中ほど、AマイナスBをCマイナスDで割ったものが、将来負担比率158.1となるものでございます。

ちなみに実質公債費比率の19.1パーセントの要因別内訳でございますが、これは正確に区分できる数値ではございませんので、目安というふうに捉えていただきたいと思います。普通会計で11.3、下水道会計で4.9、水道事業会計で2.2、病院事業会計で0.4、債務負担行為で0.1、一部事務組合負担金で0.2と、都合19.1、全体の37パーセント程が下水道と水道という状況でございます。

以上で、第15号報告の説明を終わります。以上でございます。

○議長 長 次に監査委員の監査報告を求めます。

○監査委員 それでは平成23年度決算に基づく健全化判断比率の審査報告をいたします。まず審査の対象であります。平成23年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類であります。審査の期間ですが、平成24年7月26日から24年8月17日まで。審査の方法、審査に付されました健全化判断比率が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令に基づき適正に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかについてを主眼として実施いたしました。

審査の結果であります。審査に付された健全化判断比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正に行われていたと認めました。健全化判断比率の状況ですが、先ほど報告がありましたとおり実質赤字、連結実質赤字はございません。実質公債費比率が19.1パーセント、将来負担比率が158.1パーセント、いずれも早期健全化基準を下回っております。以上で報告を終わります。

○議長 長 質疑を行います。

○寺口友彦君 お伺いいたしますが、15号報告の中で起債残高の増額という部分で、分子の部分がちよっと増えてきたというのがありましたが、主に災害復旧について23年度は確か56億円ほどの事業を組んだというのがありましたので、この23、24年度、2か年にわたって若干こういう部分が出てくるかなと思います。そういう部分があつての将来負担比率が若干値上がってきたという部分で、計算方法については財政規模についての計算の仕方がころころ変わるという、非常にこれをどう判断していいかわからない部分あります。23年、24年の2か年については、恐らく災害復旧の部分があるので、将来負担比率については良くはならないだろうというような判断をしてよろしいのでしょうか。

○総務部長 今ほど申し上げましたように算式がそうなっておりますので、まだ数値は若

干上がる可能性があるというふうにご覧をいただきたいと思います。ただ、先ほど申し上げましたが、大体一般的には1年分から3年分ぐらい、ほかの市町村ですが分布をしているということでございますし、早期健全化が350でございますので、全く心配がいらぬという考え方でよろしいかと思っております。以上でございます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で、健全化判断比率についての報告を終わります。

○議 長 日程第10、第16号報告 資金不足比率についてを議題といたします。説明を求めます。

○総務部長 第16号報告 資金不足比率についてご説明を申し上げます。第15号報告に同じく健全化法の第22条の規定に基づきまして、公営企業の健全化の指標でございます。公営企業ごとの資金の不足が、事業規模に対してどの程度であるかを示すものであります。

算定式は、資金の不足額を事業の規模で割ったものでございまして、資金不足の額は、先ほどの連結実質赤字比率の資金不足額に同じでございます。表にありますように水道事業会計、病院事業会計及び下水道特別会計の3会計は、資金不足は生じておりません。なお、早期健全化基準値は20パーセントでございます。

報告資料の3ページをちょっとお開きいただきたいと思っております。数字が細かくて申し訳ありませんが、上の表の法適用企業でございます水道事業会計と病院事業会計では、表の(1) a マイナス b の流動負債から(2) c マイナス d の流動資産を引いた額が、(5) の資金不足額・剰余金額——これが連結実質赤字比率の部分と同じであります——となっております。水道事業会計、病院事業会計いずれも黒字となっておりますので、剰余額が記載をされております。(6) が資金不足額でございますが、数字が入っておりませんので、従いまして該当がないということになります。

下段の法非適の下水道事業ですが、これも同じ見方で(1) マイナス(2) ですが、(5) の黒字となっております。従いまして、これも資金不足比率が該当がございません。以上で、第16号報告 資金不足比率の説明を終わります。以上でございます。

○議 長 次に監査委員の監査報告を求めます。

○監査委員 それでは平成23年度決算に基づく資金不足比率の審査報告を行います。審査の対象につきましては、平成23年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類でございます。審査の期間は、平成24年7月26日から8月27日まで。審査の方法につきましては、審査に付されました資金不足比率が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令に基づき適正に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

審査の結果でございますが、審査に付されました資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正に行われていたと認めました。

水道事業会計、病院事業会計、下水道特別会計いずれも資金不足はなく、ご覧のとおり経営健全化基準20パーセント以下でございます。以上で報告を終わります。

○議 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で資金不足比率についての報告を終わります。

○議 長 日程第11、第84号議案 南魚沼市斎場条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

○市民生活部長 それでは第84号議案 南魚沼市斎場条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

南魚沼市斎場につきましては、平成22年9月の供用開始時から指定管理制度を採用して運営しているところでございます。この指定管理期間が24年度末で満了というふうなことで、次期指定管理者指定に向けて今、準備を進めているところでございます。なお現在、指定管理者の小動物炉に関する業務といたしましては、使用許可及び使用料の代行徴収ということで、斎場で集められました小動物炉の使用料については、翌月に市役所に収めて市の歳入というふうなことでやっているところでございます。次期指定管理期間からは、事務の効率化とまた指定管理者の運営努力というのが生かされるような仕組みにしたいということで、小動物炉の利用料について指定管理者の収入にしたいものでございます。

後ろの3ページの新旧対照表のほうを最初にご覧いただきたいと思っております。字句の修正が多くなりますが、火葬炉に関わる部分については「使用」というふうなことにして、あと小動物炉に関わる部分については「利用」というふうなことで表記を明示します。

具体的内容についてご説明申し上げますが、第7条第2項第5号において、「使用許可」「使用料」を「利用許可」「利用料」に改める。それから「代行徴収」を「徴収」に改正するものでございます。

第10条の見出しを「利用の制限」から「使用の制限」に改正する。それからこれは小動物炉の利用許可については、指定管理者の業務ですので現行の第3号は削るということでございます。

第12条につきましては、火葬炉の使用料についての規定に限定し、小動物炉の利用料については第15条を設けてそちらに規定するというところでございます。

4ページをお願いいたします。第15条第2項で小動物炉の利用料は、指定管理者の収入とするというふうに規定いたしました。

第16条では、利用料の不還付ということで、利用料は基本的に還付しませんが、特別の理由があると認めるときは還付することができるというふうな規定でございまして、これは火葬炉と同様の規定となっております。

附則の第3項で、第15条第1項及び第2項に規定する利用料の徴収等について、万が一指定管理者が不在になった期間が生じた場合に、これを市長が行うというふうなことで規定したものでございます。

2ページのほうに戻っていただきまして、現行では火葬炉と小動物炉の表が一緒の表になっておりますけれども、改正では別表第1として火葬炉関係、別表第2として小動物炉関係に分離させていただいたというふうなことでございます。なお、金額も含めて内容等には改正はございません。

附則としまして、この条例は平成25年4月1日からの施行を考えております。

以上で、南魚沼市斎場条例の一部改正についての説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長 長 質疑を行います。

○岡村雅夫君 現行では指定管理料に含まれているということだと思うのですが、今度はその分だけは使用料が収入となるわけですから、そうすると指定管理料が下がるとうふうに理解していかひとつお聞きします。

それともう1点、更新に、指定管理の任期が来るということで準備を始めたという話ですが、本来の指定管理者制度は、こういった小さい市ではなかなか本来の指定管理者制度的には原理が働かないというふうに言われております。往々にして多分同じ業者が指定管理を受けるものではないかなというふうに推測しています。ほかの動きがあるのかどうか、そういった部分について所見を伺っておきたいと思います。

○市民生活部長 小動物炉の利用料につきましては、今までは市の収入でございましたので、それを考慮して指定管理料を決めていたということです。今度指定管理者の収入になるということになりますので、当然それを加味した指定管理料の算定をさせていただくということです。それはこれから協定等々の詳細な協議の中で幾らにするか決めていくということです。結果的に指定管理料は下がる。どのくらい下がるかわかりませんが、そういうイメージで私どもはいるところでございます。

それから指定管理者の次期の選定に向けて今準備しているところですが、9月に公募を今かけているところでございます。当然、新しい方も参入できるような要綱を作っておりますので、そちらはそれぞれの提案を審査会にかけて、市にとって一番有効な業者を選定していくということでございますので、全く白地の状態から選定作業に入るという考え方です。

それから、指定管理者制度の効果でございますが、斎場の運営につきまして前々から接遇対応等がだいぶ課題になっていたわけですが、おかげさまで指定管理制度を取り入れてからはそういった苦情は一切ございませんので、こういった部分で大きな効果ではないかなというふうに捉えているところでございます。

○岡村雅夫君 指定管理料についての問題は非常に難しい問題かなというふうに思います。利用数に応じてそれ以上に、受託した人は多ければ収入が増えるということですが、その辺のこと、委託料というのが、指定管理料というのがどうなるのか。難しいところだと思います。

すけれども、実績でやるというような答えが出ると思いますが。

後段の本来の指定管理制度というところをよく読んでいただきたいと思うのです。大きな都市だと、いろいろな競合する、あるいは切磋琢磨する企業がいる中で制度が作られてきたという経過があります。そうした中でほかの指定管理団体を見てもらってもわかると思うのですけれども、固定化してきているということであると、指定管理制度自体が名ばかりと申しますか、さっきちらっと言葉が出ましたけれども、協議して決めるというような話がやはり出てくるのです。そういった中できちんとした委託、委託でも私はいいのではないかなという。そして、ある程度介入できるような形をとって、今の接遇であろうが経営状況であろうが、やはり市が責任持つというような形のほうが、私は地域経済にとってはいいのではないかなという感じがします。

本当に競争原理がまた働いてくると人件費の削減というようなところへ行ってしまうので、ますます地域経済が悪化するというような形があるのです。その辺を加味した形の末端での賃金等が、あるいは支払状況がどうなっているかという辺りは、やはり市がきちんと見ていくのも1つの方法かなというふうに感じます。指定管理制度、名ばかりと言っては言葉が悪いと思いますが、本来の形がとれないのであるならば、そういった形できちんと介入していったほうがいいのではないかなというふうに思いますが、所見を伺っておきます。

○市民生活部長 議員おっしゃるように指定管理者制度の中で、運営努力といいますかそれによって収入を上げていくという部分も1点あるかと思いますが、もう1つ大きな目的として、やはり民間のノウハウを生かしてサービス向上をしていくという部分が大きいかと思えます。特にこの斎場の部分については、後者の民間のノウハウをいかに出していただいてサービス向上につなげていくかということでございますので、そういった部分では既に効果を上げておりますし、次期指定管理期間についてもそういった部分をさらに充実するような方向で求めていきたいというふうに思っております。

もう1つ委託指定管理料の問題でございますが、今回利用料として指定管理者の収入になることによって、多少なりとも営業努力といいますか運営努力が働く、効果として出るような形にしたいという部分で、そういう収入の考え方を改正するわけです。そういったことでやっていただければ、またその効果として出た金額についてはいかにまた市のほうへ還元していただくかという部分も、年度協定の中で協議していきたいというふうに思っております。

もう1つ指定管理、直営と指定管理で費用が差額が出るとすると、こういった施設の場合は特に賃金というか給料の部分での差額になるわけですが、かといってそこが請けた業者、職員が生活していられないようなことになっては困るわけです。そこはきちんと保証しながらやっていくということが重要だと思います。ですので、例えば効果的に金額がそんな大きな差がなかったとしても、サービスの向上のほうでいかに努力していただくかという部分を求めていきたいというふうに思っているところであります。

○岡村雅夫君 私が市がある程度介入ができるような形という話をしましたが、そしてまた今そういった答弁もありました。要するに賃金等の問題ということ。それを突き進めてい

くと、公契約条例という要するに公が契約をする場合は、その末端までそういった関与ができる、あるいは報告義務を持たせることができるというそこにつながるわけでありますので、ひとつ検討していただかないなというふうに思います。以上で終わります。

○佐藤 剛君 指定管理委託料の件、私もちょっと気掛かりだったのですが、答弁を聞かせていただきまして、指定管理料は下がるということ。それはだけれどもそういう答弁ですけれども、収入を今度、業者の方の収入にするわけですので下がるのは当然ですが、その見極めですよ。例えば今までのやり方であれば、どういう実績があったから、こういう利用料だから、ではその指定管理料をプラスするとかマイナスするとかというのが把握しやすかったのですけれども、今度それを全部業者の収入ということにすると、そこがどうなるのか。なおかつそうであって、今の答弁の中ではそれをするによって運営努力を促すということですが、利用料も変わりがない中で、どういう運営努力を期待しているのかというのがわからないのです。

こういう、このままいくと井勘定、ちょっと表現は悪いのですけれども、井勘定の部分が出てしまうだけではないかというような、そういう心配もちょっと私はするのです。事務改善と言ってもそれほど改善されるとも考えられないし、報告義務があるでしょうから、そうであればここまで条例改正をしてまで対応する必要があるのかというところが、ちょっと気掛かりなので、その部分の説明をお願いします。

○市民生活部長 今、小動物炉については23年度で220件ほどの稼働になっています。小動物炉については、基本的には人体の火葬の時間以外の時間にやろうということですので、朝とか夕方それぞれ1件ぐらいずつを考えているわけですが、稼働日数が300日ぐらいありますので、フルにやった場合には600件ぐらいは対応できるという、計算上はそういうことになるわけです。そういった中で今の200件越えですので、そういった部分では指定管理者の運営努力といいますか、もっとそういった件数を増やす努力というのは生きてくるのではないかなというふうに思います。

人員を増やしたりなんかしてしまいますと当然そこへお金がかかりますので、今の人員の中で今の施設を使って運営をするということになると、ストレートに出るのは燃料費がどのぐらい余計かかるか。一体当たり幾らというのはもう大体出ていますので、今のでいくと大体2,000円ちょっとぐらいが1回の小動物炉の火葬にかかるということになっています。それに対して利用料というのは1万円なり1万5,000円もらうわけですので、いろいろ細かい計算すると別ですけれども、その差額が生じてくるわけです。それを全部指定管理者の利益としてカウントするというふうなことではなくて、年度協定の中で前年度の実績等見ながら、これだけ効率を上げてもらってありがたいありがとうございました、ではその部分を少しでも市のほうに還元していただけないかというふうなことが、協定のときの交渉になろうかと思えます。どっちも良かったなというふうになるような形で、これから進めていきたいというような考え方です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。

第84号議案 南魚沼市斎場条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第84号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 昼食ため休憩といたします。午後の再開は1時10分といたします。

(午前12時06分)

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後1時10分)

○議 長 日程第12、第85号議案 南魚沼市防災会議条例及び南魚沼市災害対策本部条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

○総務部長 第85号議案についてご説明を申し上げます。本件は、災害対策基本法の規定に基づきまして、防災会議の所掌事務及び組織を定めた防災会議条例と、同法の規定に基づく災害対策本部に関し必要な事項を定めた災害対策本部条例の2本につきまして、所要の改正をさせていただきたいものでございます。

経緯につきましては、東日本大震災の教訓・課題を受け、防災対策の全般的見直しを行うこととしたものでありまして、国の防災対策推進検討会議の中間報告を受けまして、災害対策基本法の一部改正が今第180国会で成立いたしまして、平成24年法律第14号として6月27日に公布されたことから、改正をお願いするものでございます。

条建てで2本を改正させていただきたいものでありまして、第1条で防災会議条例の一部改正、第2条で災害対策本部条例の一部改正をお願いするものでございます。

3ページをお願いいたします。新旧対照表でご説明申を申し上げます。第1条関係の防災会議条例の部分でございますが、第2条の所掌事務でございますけれども、この見直しにより右欄の現行の第2号を左改正案のように、「市長の諮問に応じて、市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。」に改正をさせていただき、第3号として「前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。」を加え、第4号を繰り下げた第5号の字句を「前3号」から「前各号に」に改めたいものでございます。第3条では、ここは会長及び委員の定めであります。第5項において委員定数を現行「20人」から「24人以内」とさせていただき、同項に第9号として「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから

市長が任命する者」を付け加えまして、第6項では、第5項に1号が追加されたため、その任期について加えたいものであります。以上が第1条の防災会議条例の部分でございます。

第2条関係の災害対策本部条例でございますが、第1条目的の定めの中で、法律の根拠条文が第23条の第7項から、今回の改正によりまして新設をされました第23条の2第8項となったことによりまして、改正をお願いするものでございます。

以上から、1ページに戻りまして、第1条及び第2条の改正文ということでございます。

附則でございますが、第1項では施行期日を、第2項では防災会議条例に加えられる第3条第5項9号の委員の方々の任期は、現行のほかの皆様と合わせるため、任期2年ではなくて、平成25年7月31日までとする経過措置を定めさせていただきたいものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上ご決定を頂きますようお願いを申し上げます。以上です。

○議 長 質疑を行います。

○中沢一博君 これでは防災対策の全面的見直しということで、こういう条例ができたわけです。先ほどの説明にもあるように、東日本大震災で本当にそういう部分でかなり今まで見えなかった分があるかと思うのです。そこで、私はやはり女性の登用という部分をこれは人数が増えたわけでございます。女性の観点でのこれからこういう登用は、やっぱり必要ではないかというふうには私は考えるわけですが、市長の現在のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○市 長 この条文にありますように、学識経験とかそれから自主防災組織を構成するというふうにございますので、自主防災組織を構成する方の中に、今、女性がどういらっしゃるか、それから学識経験の中でいらっしゃるかそういうことを勘案しながら、頭から女性を排除するということではございませんので、適当な方がいらっしゃれば当然その任命をさせていただきたいと思っております。

○中沢一博君 今までご承知のとおり、この防災組織のこの部分からいけば、女性が入らなかった、そういう構成になっているかと思えます。私はいいい機会ですので、ぜひそういう女性の視点で私たち男性にはない部分、そういうのは大事かと思えますのでお進みいただきたいと思っております。

○佐藤 剛君 1点ちょっと確認をさせていただきたいのですけれども、改正の新旧対照表を見ますと、改正部分で従来の防災会議については、当該の災害に関する情報収集をするということをごを改めまして、市長の諮問に応じて地域に係る防災に関する重要事項を審議するということになったのですけれども、これは上位法の改正に伴ってのもので、ここがいいとか悪いとかではないです。確認ですが、これをそのまま受けますと今までこの防災会議というのは、直面している災害の対応と申しますか、それにも積極的に出ていた感がある。それを今度、日常的な防災会議組織にしようというふうなことに取られるのですけれども、その辺の考え方と申しますか。市長の諮問に応じてと幅広く解釈すれば、今までのことも全部含めてということになるでしょうけれども、その辺の何と申しますか考え方が変わったの

かをちょっとお聞きしたいと思います。

○総務部長 従来、防災会議条例は災害対策基本法に基づきまして、地域防災計画を定めるというのが主眼の所掌事務でありました。地域防災計画を定めるには当然その災害が発生したその情報収集をしておかなければ、防災計画がうまくできないわけですので、そういう意味合いでの組立てだったと思います。現行で私どもが災害が起きた場合は、防災会議を招集するのではなくて、後段のほうの災害対策本部を立ち上げてそこでやるということでございますので、法律の趣旨はその地域の情報を収集するというよりということによって変わったというふうに認識をしております。以上でございます。

○寺口友彦君 この防災会議の順番、情報部分について関連でもあるしお聞きいたしますけれども、この8月29日に新潟県庁のほうで平成24年度の新潟県防災会議第1回目が行われました。その中で昨年度、当市を襲った豪雨水害これについての検討がなされているわけですが、こういうような情報については当然市は把握していると思います。この分を含めてこういう情報を入れながらこの防災会議が防災マニュアルといえますか、そういうものを作っていくものになるのだというふうに思いますけれども、情報収集をしているかという部分と、そういう情報を入れながら防災対策のマニュアルを作っていくのだという部分についてのお考えをお聞きします。

○総務部長 大筋、議員のおっしゃることでいいかと思いますが、県の地域防災計画を作るために、原子力もそうでしょうが、今見直しを始めているわけでございます。当然その部分というのは、私どもが防災計画を作るときにマッチングをしなければいけませんので、その情報は来ているというふうにお考えをいただきたいと思います。私どもの防災計画も国それから県と並列はしませんがマッチングをしていかなければなりませんので、国が定めていただいて、県が定めていただいて、それを受けて市町村防災計画が定められるという構成になっておりますので、順次情報はいただいているということでございます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第85号議案 南魚沼市防災会議条例及び南魚沼市災害対策本部条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第85号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第13、第86号議案 南魚沼市居宅介護支援事業及び介護予防支援

事業に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

○福祉保健部長 第86号議案 南魚沼市居宅介護支援事業及び介護予防支援事業に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

平成23年6月22日に「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が公布され、この法律の第1条において介護保険法の一部が改正されました。本条例は其中で、第8条第21項が第23項に繰り下げられ、当該改正規定について、本年4月1日から施行されたことに伴う改正条例でございます。

3ページの新旧対照表をご覧ください。第2条第1項の下線部の引用条項を、第8条第21項を2項繰り下げ、第8条第23項に改正するものです。

1ページの附則のほうをご覧ください。附則で施行日を公布の日とし、適用日を本年4月1日とするものです。

本来であれば、3月以前に提案すべき改正で、遅れましたことをおわび申し上げます。

説明は以上です。よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第86号議案 南魚沼市居宅介護支援事業及び介護予防支援事業に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第86号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第14、第87号議案 南魚沼市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

○消 防 長 それでは第87号議案 南魚沼市火災予防条例の一部改正について提案の理由を説明申し上げます。平成24年3月27日に「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」が公布をされました。この省令改正に伴い、今回条例改正を行うものでございます。今回の改正は、近年の電気自動車の普及に伴い設置が進められております急速充電設備

の規制を新たに加えるものでございます。この設備の位置、構造及び管理に関する基準を条例内に新たに定めるものでございます。

3 ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。まず第 11 条の変電設備からは、今回の急速充電設備は除かれるということでございます。次に急速充電設備 第 11 条の 2 を加えるものであります。この中で設備の位置、構造及び管理の基準を定めております。次の第 12 条においては第 11 条の 2 が加えられたことによる改正でございます。

2 ページに戻っていただきまして附則ですが、施行期日は 12 月 1 日であります。経過措置といたしましては、既に設置されている設備及び工事中の設備については、遡及適用はしないということであります。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 87 号議案 南魚沼市火災予防条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第 87 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 これより特別会計及び公営企業会計の決算認定議案の審議に入りますが、各決算認定議案は委員会付託となりますので、運用内規にありますとおり質疑は大綱質疑とし、担当委員会で付託議案の審査を行う方は、ほかの人に質問の機会を譲るようお願いいたします。

○議 長 日程第 15、第 89 号議案 平成 23 年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

○市 長 第 89 号議案につきまして提案理由を申し上げます。

平成 23 年度当初予算では、保険税の上昇を 5 パーセント程度に抑えるため、一般会計からの法定外繰入金 1 億円をお願いして編成いたしました。その後、前期高齢者交付金が増額となったことや、新年度に入り被保険者の課税所得及び平成 22 年度国保会計の決算見込みを精査した結果を受けて、平成 23 年度国保税率を据置きすることとして運営を開始したところであります。

据置きに必要な財源は、前年度繰越金及び支払準備基金の取崩しで賄う予定でありました

が、最終的に平成23年度決算では、法定外繰入金及び支払準備基金のいずれも充当しないで運営することができました。

歳入では、保険税が3,102万円減の17億1,050万円、収納率は75.8パーセントで前年度比0.5ポイントの減となりました。また、前期高齢者交付金は、前年度比3億710万円の増額となりました。

歳出では、前年度に比べて保険給付費が3.5パーセント増加し、後期高齢者支援金につきましても8.4パーセントの増となっております。歳入総額は62億1,100万円で、前年度比3.3パーセント、1億9,940万円の増額、歳出総額は60億9,929万円で、前年度比3.2パーセント、1億8,871万円の増額となり、実質収支では1億1,171万円の黒字となりました。

なお、平成23年度末の支払準備基金の残額は、1億1,609万円程度になりました。概要につきまして、市民生活部長に説明させますので、よろしくご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

○市民生活部長 決算書の359、360ページをご覧くださいと思います。

国民健康保険特別会計歳入歳出決算書からご説明を申し上げます。

歳入の第1款国民健康保険税についてでございますが、調定額22億5,620万円ほどに対し、収入済額は17億1,050万円ほどで、収入済額の前年度比較では、1.8パーセント、3,102万円の減額となっております。不納欠損額は、856万円で前年度比234万円の増額となっております。収入未済額につきましては、5億3,713万円ほどございまして、前年度比293万円の増額となりました。収納率では、一般分と退職分を合わせた現年分において前年度比0.9ポイント増の92.8パーセントとなっております。滞納繰越分の収納率につきましては、前年度比0.2ポイント増の20.6パーセントとなりました。

今後とも根気よく市民に対して理解と協力をお願いしていきたいというふうに思っているところでございます。

次に2款使用料及び手数料でございます。115万円ほどは、納期限後20日過ぎた段階で未納者に対して行います督促、これに係る手数料でございます。

3款国庫支出金14億4,433万円ほどであります。療養の給付費等に要した費用の国の定率負担34パーセントに相当する額でございます。1項の国庫負担金11億1,879万円は、療養給付・老人保健分・後期高齢者支援金分・介護納付金分・高額医療費・共同事業・特定健診事業等に係るものでございます。2項の国庫補助金3億2,553万円につきましては、普通調整交付金・特別調整交付金等ございまして、それぞれルールに基づき交付されてくるものでございますが、23年度につきましては、東日本大震災被災者に対する保険税及び一部負担金の減免に対する補填分が含まれております。

次に4款療養給付費等交付金3億9,521万円ほどでございますが、これは退職者医療に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。退職者医療制度につきましては、平成20年度から60歳から64歳までとされまして、平成26年度まで経過措置が継続す

るという内容になっております。

5 款の前期高齢者交付金 1 億 3,402 万円ほどでございますが、過年度精算の関係から、前年度比 3 億 7 10 万円の増額となっております、これが税率据置き財源となったというふうなことでございます。

それから 6 款の県支出金 2 億 7,280 万円ほどでございますが、1 件 80 万円以上の高額医療費共同事業と特定健診に係る負担金及び県の財政調整交付金等に係るものでございます。

7 款連合会支出金 99 万円ほどでございますが、保健事業に係る国保連合会からの支出金として交付されるものでございます。

8 款の共同事業交付金 7 億 5,991 万円ほどでございますが、市町村からの拠出金を財源として 1 件 30 万円以上の医療費について県単位で費用負担を調整するものでございます。

9 款の財産収入 9 万円は、支払準備基金の利子でございます。

10 款繰入金 3 億 6,896 万円でございますが、他会計繰入金として、一般会計から法定内繰入金 3 億 6,896 万円ほど、それから 22 年度では、基金の繰入金 1 億 5,000 万円ありましたが、23 年度はこれがゼロになっているというふうなことでございます。

11 款の繰越金でございますが、1 億 102 万円ほどでございますが、前年度比 1,076 万円の減額となっております。

12 款諸収入でございます。2,197 万円ほどでございますが、国保税延滞金それから交通事故第三者納付金等でございます。

歳出に入ります。363 ページ、364 ページをお願いいたします。

1 款総務費でございますが、1 億 1,932 万円ほどでございますが、前年度比 914 万円の減額となっておりますが、職員給与費が 226 万円及び一般管理費が 671 万円減というふうなことでございます。

2 款の保険給付費 3 億 6,699 万円ほどでございますが、前年度比 1 億 3,235 万円の増額となっております、被保険者数は前年より 415 人減少して 1 万 7,613 人というふうになっております。これにかかります療養諸費・高額療養費・移送費等でございます。

1 人当たり保険給付費が増加する中で、被保険者の数が減少、所得の減少これらによりまして、国保の運営上課題が山積されているというふうな状況でございます。

3 款の後期高齢者支援金等 8 億 1,851 万円でございますが、前年度比 6,375 万円の増額となっております。国保会計から社会保険診療報酬支払基金への拠出でございます。これは現役世代からの支援金という形でございます。

4 款の前期高齢者納付金等が 242 万円ほどですが、65 歳から 74 歳の前期高齢者の医療給付に係る費用ということで、それから合わせて事務費の負担分ということでこれも社会保険診療報酬支払基金への納付でございます。

5 款の老人保健拠出金 32 万円ほどでございますが、国保会計からこれも社会保険診療報酬支払基金へ拠出したものでございまして、精算分というふうなことでございます。

6 款の介護納付 3 億 9,778 万円でありまして、これは各保険者から社会保険診療報酬支

払基金への納付金でございまして、厚生労働省から示された数値に基づく支払でございます。

7 款の共同事業拠出金 7 億 9,068 万円ほどでございますが、高額医療費拠出金それから保険財政共同安定化事業拠出金であります。30 万円以上の医療給付費に対して、県内全ての市町村が拠出して国保連合会が運営する事業への拠出金ということでございます。

8 款の保健事業費 6,237 万円でございますが、これは 40 歳から 74 歳までの被保険者に係る特定健診・特定保健指導及び人間ドック等の保健事業に伴う費用であります。

それから 365、366 ページをお願いいたします。11 款諸支出金 4,085 万円ほどでございますが、前年度比 4,402 万円の減額となっております。要因は償還金及び還付加算金が前年より 4,660 万円少なくなったというふうなことでございます。

以上で概要の説明を終了いたします。

○議 長 次に監査報告をお願いしたいと思いますが、監査委員から第 93 号議案までの特別会計 5 会計の監査報告をここで一括して行わせていただきたい旨の申出がありました。これを許したいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは監査委員の監査報告を求めます。

○監査委員 それでは平成 23 年度南魚沼市一般会計・特別会計歳入歳出決算書及び基金の運用状況審査意見書の冊子をご覧くださいと思います。

1 ページをご覧ください。平成 23 年度南魚沼市特別会計歳入歳出決算審査意見、第 1 審査の概要ですが、審査対象としまして平成 23 年度南魚沼市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、同じく南魚沼市介護保険特別会計歳入歳出決算、同じく南魚沼市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、同じく南魚沼市城内診療所特別会計歳入歳出決算、同じく南魚沼市下水道特別会計歳入歳出決算。審査の期間につきましては平成 24 年 7 月 17 日から 8 月 17 日まで。審査の方法ですが審査に付されました各会計の歳入歳出決算書、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書が、関係法令に準拠して作成されているか、計数は正確であるか、及び予算は適正に執行されているかを主眼に審査をしました。また、必要に応じまして関係職員からの事情聴取等を実施しております。

2 ページですが第 2 の審査の結果、1 総括、審査に付されました各会計の歳入歳出決算書、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書は、関係法令に準拠し、計数は関係諸帳簿と符合しており、適正に作成されていたと認めました。予算の執行に関しましても、適正なものと認めました。

4 ページをご覧ください。4 ページの中ほどですが特別会計決算審査意見としまして、

(1) 国民健康保険特別会計、本年度の決算額は、歳入総額 62 億 1,100 万円、歳出総額 60 億 9,929 万円で、翌年度に繰り越すべき財源がないことから、実質収支額は、1 億 1,171 万円の黒字であります。収入済額は 62 億 1,100 万円で、予算現額に対する執行率は 94.7 パーセント、調定に対する収入率は 91.9 パーセントとなっております。収入未済額は 5 億 3,714 万円で、その内訳は、一般被保険者分が 5 億 1,926 万円、退職被保険者等

分が1,787万円であります。支出済額は60億9,929万円で、予算額に対する執行率は93.0パーセント、不用額は4億6,159万円となっています。

保険税の不納欠損額は857万円で、その内訳は一般被保険者国保税が838万円、退職被保険者等国保税が19万円で、前年度に比べ234万円の増となっています。いずれも地方税法の規定によるものでやむを得ないものでありますが、22年度以前の滞納繰越分が4億1,295万円となっています。厳格な管理と収納確保に努めていただきたいと思います。

年度末の被保険者総数は1万7,613人で前年度より415人の減、内訳は一般被保険者が1万6,036人で614人の減、退職被保険者等が1,577人で199人の増となっています。支払準備基金の額は、本年度中の増減はなく、昨年度末と同額の1億1,609万円となっています。高齢化の進展に伴い医療費が年々増加し、支払準備基金も少なく厳しい状況にありますので、日頃の健康管理や生活習慣病予防など、予防対策に一層の努力をお願いいたします。

(2) 介護保険特別会計、本年度の決算額は、歳入総額53億6,308万円、歳出総額52億7,744万円で、翌年度へ繰り越すべき財源がないことから、実質収支額は8,564万円の黒字であります。収入済額は53億6,308万円で、予算現額に対する執行率は100パーセント、調定額に対する収入率は99.8パーセントとなっています。支出済額は52億7,744万円で、予算現額に対する執行率は98.4パーセント、不用額は8,690万円となっています。年度末における第1号被保険者は1万5,794人となっており、前年度より18人の減となっています。

介護保険料の収納率は98.6パーセントで、前年度より0.2ポイント低下し、収入未済額は992万円となっています。内訳は現年度分が447万円、滞納繰越分が545万円あります。介護保険料の不納欠損額は204万円で前年度より3万円の減となりました。介護保険法の規定によるものでやむを得ませんが、滞納については、厳格な管理と収納確保に努めていただきたいと思います。

要介護度別認定の状況は、要支援1が213人、要支援2が303人、要介護1が569人、要介護2が567人、要介護3が489人、要介護4が517人、要介護5が378人、合わせて3,036人、前年度末より総数で199人の増となっています。要支援2のみ4人の減となっています。

介護サービス等の給付状況は、延べ利用者が7万5,219人、前年度比105.1パーセント、給付額が46億1,929万円、前年度比107.4パーセントであります。延べ利用者1人当たりの給付額は6万1,411円、前年度比102.2パーセントで、前年度より1,315円の増となり、年々増えてきています。高齢化の進展とともに介護サービスの需要は増え、保険給付費はますます増加すると予測されます。介護予防事業の取り組みに一層の努力をお願いします。

(3) 後期高齢者医療特別会計、本年度の決算額は、歳入総額4億5,946万円、歳出総額4億5,110万円で、実質収支額は835万円の黒字であります。収入済額は4億5,946

万円で予算現額に対する執行率は96.9パーセント、調定額に対する収入率は99.7パーセントとなっています。支出済額は4億5,110万円で、予算現額に対する執行率95.1パーセント、不用額は2,303万円となっています。

後期高齢者保険料の不納欠損額は7万円で、高齢者の医療の確保に関する法律によるものでやむを得ませんが、収入未済額については収納確保に努めていただきたいと思います。

被保険者数は9,738人で、そのうち、障がい認定による被保険者は203人、また、保険料の総額は、3億960万円で調定額に対する収入率は99.5パーセント、1人当たりの保険料は3万1,793円となっています。療養給付費等の費用額は、69億6,660万円、前年度比101.6パーセントで、1人当たりの医療費は72万円、前年度比100.5パーセントとなっています。

(4) 城内診療所、深刻な医師不足の中で、城内診療所は本年度から地方公営企業法による病院事業から切り離し、新たに特別会計を設置して、19床、一般病床15床、療養病床4床の有床診療所として地域医療の提供を行ってきました。

本年度の決算額は、歳入総額4億5,131万円、歳出総額4億3,148万円で、実質収支額は1,984万円の黒字であります。当初予算で見込んでいた、歳入不足を補填する一般会計からの繰入金9,718万円は423万円増の1億140万円となりました。収入済額は4億5,131万円で予算現額に対する執行率は97.4パーセント、調定額に対する収入率は100パーセントとなっています。支出済額は4億3,148万円で予算現額に対する執行率は93.2パーセント、不用額は3,166万円となっています。

本年度の総患者数は2万3,565人で前年度より4,217人の減、そのうち、入院患者数は5,838人で前年度より166人の減、外来患者数は1万7,727人で前年度より4,051人の減となっています。ますます高齢化が進む中で、地域に必要な医療の提供と健全経営に努めていただきたいと思います。

(5) 下水道特別会計、本年度の決算額は、歳入総額51億9,158万円、歳出総額50億9,605万円で、翌年度に繰り越す繰越明許費繰越額1,466万円を差し引いた実質収支額は8,088万円の黒字であります。収入済額は51億9,158万円で予算現額に対する執行率は95.6パーセント、調定額に対する収入率は96.1パーセントとなっています。支出済額は50億9,605万円で予算現額に対する執行率は93.8パーセント、不用額は1億5,905万円となっています。

不納欠損額は分担金16万円、負担金34万円、使用料で262万円、合わせて312万円となっており、地方自治法及び都市計画法の規定によるものでやむを得ませんが、22年以前の滞納額が3,282万円となっていますので、厳格な管理と収納確保に努めていただきたいと思います。

市債の本年度起債額は17億5,880万円、償還元金は18億2,558万円で未償還残高は327億9,741万円となっています。市全体の下水道普及率は、公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽事業、合わせて93.3パーセントと前年度より1.2ポイント

上昇しています。下水道事業は、市民生活の環境改善のために重要な事業であります。財政事情も厳しい状況であります、引き続き整備促進を図っていただきたいと思います。

なお、特別会計決算の概要詳細につきまして、44ページ以降、記載のとおりでありますのでご覧いただきたいと思います。以上、簡単ですが審査報告にさせていただきます。

○議長 質疑を行います。

○寺口友彦君 国保の特別会計でありますけれども、23年度は対象者は1万7,613人です。そのうち減免を受けている方が約4割ほどいらっしゃるかと思いますけれども、それを勘案した中でも滞納が5億3,713万円と昨年度より0.2パーセントアップしたということの実態をどう考えているのかというのが1点目です。

それから、医療費の伸びでありますけれども総額は47億円ほどありますが、高額療養費がそのうち5,773件で約4億円ほどというふうになっています。その中でも一般の方よりも退職者の方の1人当たりの医療費が伸びているというこれが実態だと思いますけれども、その辺の実態もどうお考えになっているのかということです。

もう1つは医療費を抑えるために保険事業としていろいろやっていますけれども、その効果のほどをどう見ていくのかという部分がありますが、23年度についてはその効果のほど、どういうふうに評価をしているのかなというものであります。

最後に全体の中で見た場合は、後期高齢者支援金それから介護納付金というこの部分が増えているということで、全体が会計全体の悪化といいますか、これをしているわけです。その中でも国保料のアップを何とか抑えたいという部分で、法廷外繰入ということを考えてわけなのですけれども、この滞納額を見ますときちんと納めていらっしゃる方から見て、これはいったいどうなのかという部分が出てくると思います。そういう部分について23年度のこの会計を見てどういうふうに考えるかお聞きします。

○市民生活部長 最初の滞納額の0.2パーセントアップでございますけれども、この滞納のそれぞれの状況を見ますと、国保税だけじゃなくてほかの市税等も当然滞納しているというふうなことで、私どもとすれば何とか国保の関係を優先して収納して、特に現年分を優先してというふうな取り組みでやっているわけですが、結果として今こういうふうな状況だということなんです。国保税だけを捉えての対応というのは、できないといいますか意味はないわけですので、市税全体の収納率のアップをどうするかというふうなことの中で、特に国保税のアップを図っていくというふうな状況でございます。

そうした中ではきちんと納めている方との公平感の維持と増進といいますか、そういったことで23年度につきましてはインターネット公売だとか、それから不動産の入札による処分だとかというふうなことを初めて実施させていただきました。こうしたことを通じて税務課職員の収納技術、能力がだいぶ向上してきておりますので、24年度以降もこういった新しい取り組みをしながら、きちんと納めている方と納めていない方の対応を、きちんとやっていきたいというふうなことでございます。

それから医療費の伸びでございますが、これは国保の構成順位の関係からますますこうい

ったことは顕著になろうかと思えます。その内容は少子高齢化というふうなことで、医療技術の向上というふうなことになるかと思えます。その中で退職者の医療費というのは当然60歳以上の方でございますので、費用的にも高くなっているというふうなことでございますが、国のほうではこの退職者医療制度は26年度で終わりにしたいという今経過措置期間中でございますので、その退職者制度も含めた、後期高齢者の医療制度も含めた高齢者医療対策というのをこれからどうするかということが求められているわけですので、国全体としてその制度改正を図っていただきたいというふうなことで、引き続き要望をして改善に努めていきたいというふうな考え方でございます。

それから保険事業の効果でございますが、先ほどもありましたけれども特定健診の目標は65パーセントに対して53パーセントですか、10パーセントちょっとぐらいですか。これは多少は伸びていますけれど、まだまだそれが達成できるような状態ではないということです。ただ、この状況というのは全国的にそういった状況でございまして、県内でも南魚沼市の50.何パーセントというのは、平均より高いというふうな部分でございまして、こういった事業そういった受診をさらにしていただくような取り組み、電話対応だとかクーポン券の配送とかをやっていますが、そういったことも充実しながら、これは今日やってすぐ結果が出るというような話ではございませんので、引き続き保険事業の充実等に努めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

それから法定外繰入とそれから滞納者の関係でございますが、これは私どもも大きな課題だというふうに思っているところでございます。その法定外繰入をどうするかという議論の中では、この滞納部分の費用を法定外繰入の額の参考にしてみたらどうかと。8.5パーセント程度を法定外繰入してみたらどうかというふうな意見もございましたので、そういったことも含めて検討してきたわけですが、結果的に23年度決算においては法定外繰入をしないで何とか決算ができたというふうなことでございます。

この法定外繰入の考え方につきましては、国保の運営協議会の中で22年12月に意見書という形でいただいておりますので、その内容としましてはアップ率5パーセント以内に抑えるべきだろうということで、それに対して法定外繰入も検討すべきだというふうなことをいただいております。これを基本にしながら法定外繰入をどうすればいいかというのは、その年度その年度できちんと判断をさせていただきながら、予算編成をしていきたいというふうに思っているところでございます。

その滞納者との関係は先ほど一番最初に申し上げましたように、いろいろな納税環境を整えたり対応する中で、その格差を是正していきたいというふうに思っているところでございます。

○議長 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

○岡村雅夫君 ここで数字がわかっていなくて申し訳ないのですが、短期保険証とか資格証というのが、多分だいたい増えてきているなというふうに資料で読んで見ているのですが、そういうペナルティをかけてどの程度効果があったかということですよ。そして収入未済

額は5億3,000万円と、この打開の方向がそれのできるのかどうかという辺り、どう考えているかひとつお聞きします。

もう1点は、私はいつも言うんですけども、所得が下がっていますよね。要するに所得が下がっている中で、ほとんど調定額が同じできているわけでありますので、払えなくなる人というのが当然、あるいは家計負担の度合いというのはどんどん増えていくというふうに私は考えているのです。そういった傾向というのがどんどん増してきているのかどうかという辺りが、徴収方々、公売にかけようが何しようが、差押えしようが、どの程度の改善になるのかどうかという、やっぱり根本的に所得に見合った保険になるようにしていかなければならんと。そういうお金の使い方をしていかなければならないのじゃないかなというような感じを、私はこの会計を見るといつもそう思うんですけども、実態はどういうことでしょうか。

ペナルティやそういう労力をやることが徴収事務をどんどん強化するという、その監査委員の意見も、厳格になんていう話からそして収入を確保してと、こういう意見をいただいているわけですけども、実際現場はどういう形であるかということは、やっぱりこういうところできちんと言ってもらいたいのですよね。そうすることによって、ではそこにどう投入しなければならぬかということが、やっぱり出てくると思うのです。払う人と払っていない人の何ていう話をここで議論されたらこれは大変な問題が——払えない人というのは、じゃあ医者にかかれないという話に、究極的にはなってしまうのではないかなという気が私はします。その辺の徴収の立場の方々と、会計を司っている部長のその辺の格差というのは、あるんじゃないかなというふうに思いますが、ひとつ両方の答弁をいただきます。

○市民生活部長 確かに短期証、資格者証の件数は増加傾向にあります。21年の8月1日現在で短期証、資格証合わせて576世帯でございましたが、この24年8月1日現在では632というふうなことで、増加傾向にあるというふうな状況でございます。私どもこの制度は、あくまでも国保税を納めていただくための1つのツールだというふうなことでございまして、これがあることによって効果と、具体的に何人とかというふうなことはございませんが、こういったことを短期証とか資格者証に切り替わる時期に、当然、納税相談というのをするわけですので、そういった機会を通じて納税の意識を高めていくというふうな状況でございますが、この制度というのはなかなか廃止というのは難しいというふうなことで考えております。

それから、所得が下がっている、現実的に下がっていますし、逆に国保税というのはなかなか下げられないというような現状の中で、その総所得に対する負担率といいますか、率というのは年々上がってきているというのが現状でございます。ちょっと細かい数字は持ってきていませんが、そういった中でそれぞれ被保険者の皆さんには大変難儀をおかけしているというのは、私どもも実感しておりますが、ただ、その国民健康保険制度はあくまでも皆さんそれぞれ支え合いで、それぞれの能力に合わせて負担して賄うという制度でございますので、その中で精いっぱい負担をして制度を維持していくというふうなことでございます。

ですので、これを解決するということになる、国保税はどうだということではなくて、やっぱり景気対策だとか雇用対策だとか、国のもっと大きな部分での所得増につながるような施策というのも大事になろうかと思えますし、もう1つ、先ほど話がありましたように、医療費の抑制といいますか、いかに皆さん健康でお金をかけないで済むような形にするかという、そういった両面があると思えます。この国保の中でどうするかというのはなかなか難しいわけですが、そういった全体の制度の中で対応していかざるを得ないのではないかなというふうに思っているところでございます。

滞納の状況だとか現場の話は、そうすれば税務課長のほうから、生の声を届けさせていただきますのでよろしく願いいたします。

○税務課長 私どもはやはり徴収をする担当に、常に優良納税者の目線に立った、優良納税者の立場に立った徴収を行おうということで、やはりアナウンス効果をねらったり——先ほど部長が言いましたように、いろいろな差押え、公売等を、やはり滞納するとこれだけ・・・なんだよというようなアナウンス効果をねらいながら、徴収確保に、収税確保に努めているところであります。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

○岡村雅夫君 ちょっと答えてないですよ。ペナルティがあるものに関して、徴収サイドとして効果があると思っで見ているかどうかをちょっと。

○税務課長 先ほど納税相談と、個々の更新時に納税相談の呼出しをします。そして、その効果が、例えば平成22年度の数字ですが、164人に対して164人を呼び出しました。その結果が99名資格から短期証、短期証から一般証という効果が出ております。以上です。

○岡村雅夫君 私がもう1つ聞きたいのは、資格証とか短期証は今いろいろ所得の問題で減免を受けている人と、あるいは減免を受けていない人がいると思うのですが、減免を受けている人がそういった対象者が多いのか、資格証、短期証をね、そこをまず聞きたいです。なぜそういうことを聞くかという、今ちょっと所得がある人、非課税世帯から課税世帯になった方々、その人たちというのはぼんと跳ね上がるんですよ。要するに負担能力のある方々でその調定額を持たなければならないというそういった仕組みですから、非常に平均以上になるというふうに私は見ているのです。減免世帯とかそういうものがあつたとしても、その辺がやっぱりでは負担能力があると思っている人が、要するに課税世帯並みの人が短期証あるいは資格証が多いのか、その辺をひとつお聞きしたいと思います。

○市民生活部長 私どもは短期証それから資格者証を出すときに、職員で構成している審査会というのを開かせていただいて、1件1件チェックをしながら審査しているわけでございますが、その判定基準というのがございます。それにつきましては、まず現年度の納税状況で未納がおおむね全部支払わなくちゃいけない部分について、半分以下か半分以上かというふうなことで、半分以下の場合については最大でも短期証、それから、未納額が半分以上ありますよというふうなことの中で、それから納税相談だとか誓約だとか、そういったものに応じていただけない方が初めて資格証になります。

今ほど議員が言われましたように、減免を受けている人が、ほかの方に比べて資格証や短期証の率が多いかどうかというところまでちょっとうちのほうで今算定していませんが、少なくとも資格者証とか短期証を出す方を審査する段階では、その減免してあるとかしていないとかということは加味されていません。そういうことでお願いしたいと思います。

○岡村雅夫君 さっき言った576人が632人と、こういうふうに伸びている。伸びている中で、どういう階層の人たちがそういう短期証に、あるいは資格証にペナルティを受けていかなければならないかというぐらいのことは、おおまかにわかるのが普通ですよ、担当であるとするならば。だから負担能力があると思う課税世帯の方々が、負担能力があると思って課税するわけですよ、調定するわけですよ。その人たちはちゃんと納めていますよと、優良——今、優良と言いましたよね、そういう人が多いのか。いや、減免をして安くしてやってもそれでもその人たちが納められないのかという、そこをどういう人が多いですかという話を聞いているのです。

そして、私が次に言いたいのは、納められなくなってきた人が相対的に多いですね、というのであるかどうかということを知りたい。ということはそこに財政を投入しなければならぬ問題が起きやしまいかという、こういうことなのです。その認識がないとペナルティを、あるいは強制的な差押えをしたとしても、大変な方が増えていくばかりではないかなというふうに、あるいは資格証等で医者にかかるときは実費でかからなければならないとか、そういう人が出てくるのではないかなということを私はお聞きしたかったのです。お答えください。

○市民生活部長 先ほども申し上げましたように、特に資格者証ですよ、それを出すときは、納税相談にも応じないし、分納誓約をしてもなかなか実行していただけないという方に出しているわけですので、私どもは当然それに対して負担する能力がある方ということが前提になっているわけです。それは先ほど言いましたように、減免している人が多いとか減免していない人が多いとかというそこはしていませんけれども、私どもはその資格者証などを出すときの基準として、納税相談だとかそういうふうにやっておりますので、当然負担能力があるという考え方でやっているわけです。それが負担能力がないということであれば、それなりの減免とか当然対応をしていきますけれども、私どもはそういったことでやらせていただくということでございます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第89号議案は社会厚生委員会に付託します。

○議 長 日程第16、第90号議案 平成23年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

○市 長 第90号議案につきまして提案理由を申し上げます。この平成23年度は、

第4期計画の最終年度に当たるところであります。歳入では、保険料は第1号被保険者の減少によりまして前年比1.4パーセント減の8億2,010万円の決算となりました。国・県支出金及び一般会計繰入金等はルールによる収入でありますけれども、施設整備等による保険給付費の増に伴い、前年比で国庫支出金が9パーセント、県支出金が4.5パーセント、一般会計繰入金が6.2パーセント増の収入となりました。

歳出では、平成22年度から平成23年度にかけて、地域密着型介護施設等の施設整備が進んだことによりまして、介護サービス費が前年比7.6パーセント増となりまして、2款の保険給付費総額では、前年比7.4パーセント増の49億1,168万円の決算となりました。また、地域支援事業では前年比1.1パーセント減の1億2,702万円の決算となりました。

歳入総額は53億6,307万円で、前年比6.3パーセント、3億1,888万円の増、歳出総額は52億7,744万円で、前年比6.5パーセント、3億2,054万円の増となり、実質収支では8,563万7,000円の黒字決算となったところであります。

概要につきまして、福祉保健部長に説明させますので、ご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

○福祉保健部長 それでは決算書の403ページから406ページまでの歳入歳出決算書と、それから408ページの実質収支に関する調書のほうでご説明申し上げます。

最初に403ページ、404ページをご覧ください。まず、1款保険料ですが、第1号被保険者数の減少とそれから所得段階の低い人の増加により、前年度比1.4パーセント減、8億2,010万円の決算となりました。収納率は98.6パーセントで、前年度より0.2ポイントの減となっております。介護保険法の規定により77名分、204万円ほどを不納欠損処分とし、現年度及び滞納繰越分を合わせた収入未済額は992万円となりました。

2款分担金及び負担金は、認定審査会運営費等の湯沢町負担分で、611万円の決算となっております。

3款使用料及び手数料は、督促手数料で561件分の収入であります。

4款国庫支出金ですが、1項国庫負担金は、施設給付費の15パーセント、施設以外の給付費20パーセントのルールにより算定されたもので、施設整備の進展による保険給付費の増加に伴い、前年度比10.1パーセント増の8億9,347万円の決算となりました。2項国庫補助金は、調整交付金及び地域支援事業交付金で、いずれもルールに基づき算定された額で4億1,371万円の収入となりました。4款合計では前年度比9.0パーセント増の、13億718万円の決算となっております。

5款支払基金交付金は、第2号被保険者の負担分ですが、ルールに基づき保険給付費の30パーセントが交付され、給付費の増に伴い前年度比7.5パーセント増の14億8,183万円の決算となりました。

6款県支出金ですが、1項県負担金は、ルールにより保険給付費のうち施設給付分が17.5パーセント、施設以外の給付費分12.5パーセントの合計額として7億585万円の収入となっております。2項県補助金は、地域支援事業費に対しルールに基づき算定された額が

収入となっております。6款合計では、前年度比4.6パーセント増の7億2,952万円の決算となりました。主な増加要因は、施設整備等による保険給付費の増加に伴うものでございます。

7款財産収入は、介護給付費準備基金の運用利子収入ですが、31万円の決算となっております。

8款繰入金ですが、1項一般会計繰入金では、保険給付費及び地域支援事業費について、それぞれルールにより算出された額に、人件費及び事務費相当額を加えた7億5,827万円を繰り入れたものです。2項基金繰入金では、介護従事者処遇改善臨時特例基金それから介護給付費準備基金から合計1億6,772万円を保険料軽減等に充当するため繰入れをしたもので、8款合計では、前年度比13.3パーセント増の9億2,600万円の決算となっております。

9款諸収入は、食の自立支援事業を初め各種事業の実費徴収金などで、465万円の決算となっております。

10款繰越金は、前年度繰越金で8,728万円の決算であります。

以上、歳入合計は、53億6,307万円となり、前年度比6.3パーセント、3億1,888万円の増額決算となりました。

405ページ、406ページをご覧ください。1款総務費ですが、総務管理費は、職員8人分の人件費や事務費、介護認定審査会費は、2人分の人件費や事務費など運営に要する費用等の合計でございます。介護保険制度改正に伴うシステム改修や第5期計画策定業務委託などにより、1款合計では、前年度比1.2パーセント増の1億3,158万円の決算となっております。

2款保険給付費ですが、1項介護サービス等諸費は、地域密着型施設の整備などに伴い、延べ利用者数で5.1パーセント、平均給付額で2.2パーセント増えたことにより、前年度比7.6パーセント増の決算となっております。2項の介護予防サービス等諸費は、大きな変動はなく前年度比1.1パーセントの増額決算となっております。4項高額介護サービス等費は低所得者層の利用増により、前年度比10.7パーセント増の決算となっております。5項高額医療合算介護サービス等費は、国の給付スケジュールの遅れで22年度が28か月分の決算額となっていたため、1年ベースとなりました23年度は前年度より35.2パーセントの減額決算となっております。6項特定入所者介護サービス等費は、低所得者層の利用増により、前年度比12.1パーセントの決算となりました。

2款保険給付費合計では、前年度比7.4パーセント増の49億1,168万円の決算となっております。

3款地域支援事業費ですが、1項介護予防事業は、予防事業対象者の把握方法の変更に伴う減などにより、前年度比4.3パーセント減となり、2項包括的支援事業・任意事業費についてはほぼ前年並みとなっております。3款合計としては前年度比1.1パーセント減の1億2,702万円の決算となりました。

4 款諸支出金は、前年度比 71.7 パーセント減と大幅な減額となっておりますが、この内容は 22 年度分の国県負担金・補助金の返還金等が主なものとなっております。

6 款基金積立金は、介護給付費準備基金の積立金 1 億 1 5 万円の決算で、ちなみに本年 5 月末の残高は、2 億 1,243 万円となっております。

以上、歳出合計は 5 2 億 7,744 万円となり、前年度比 6.5 パーセント、3 億 2,053 万円の増額決算となっております。

408 ページをご覧ください。歳入歳出差引額は 8,563 万円となり、「翌年度に繰り越すべき財源」はございませんので、実質収支も同額でございます。以上で概要説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第 90 号議案は、社会厚生委員会に付託します。

○議 長 日程第 17、第 91 号議案 平成 23 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○市 長 第 91 号議案につきまして提案理由を申し上げます。

平成 20 年度から始まりました後期高齢者医療制度は、様々な問題が指摘され、新たな高齢者医療制度の早期の確立が求められておりますが、今国会での審議の遅れから先行きが全く不透明な状況となっております。こうした中で、この特別会計は 4 回目の決算となりました。

歳入では、保険料が 3 億 9 6 0 万円、一般会計からの繰入金 1 億 4,087 万円が主なものであります。歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金 4 億 3,968 万円が主なものであります。歳入総額は 4 億 5,946 万円で、前年度比 1.3 パーセント、593 万円の減額、歳出総額も 4 億 5,110 万円で、前年度比 1.2 パーセント、556 万円の減額となりました。実質収支では 835 万円の黒字となったところであります。

概要につきましては、市民生活部長に説明させますので、ご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

○市民生活部長 それでは決算書の 441、442 ページをお願いいたします。後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書でご説明を申し上げます。

まず歳入の 1 款保険料でございます。収入済額は 3 億 9 6 0 万円ほどで、前年度比 357 万円の増額となっております。歳入総額の 67.4 パーセントを占めております。不納欠損額は、7 万円ほどでこれは前年度にはございませんでした。収入未済額は 1 5 0 万円ほどで、

前年度比70万円の減額となっております。

2款の使用料及び手数料でございますが、督促手数料となっております。

3款の繰入金、収入未済額は1億4,086万円ほどで、前年度比300万円の減額となっております。一般会計からの繰入金で、低所得者に対する保険料軽減分及び職員給与費等でございます。

それから4款の繰越金でございますが、収入済額が873万円ほどでございますが、前年度と同程度となっております。

それから5款の諸収入でございますが、収入済額は18万円ほどで、前年度比647万円の減額となっておりますが、これは22年度に広域連合への派遣職員がありまして、この人件費626万円が、広域連合から負担金として収入されたということですが、23年度は職員の派遣がございませんでしたので減額となったところでございます。

歳出に入ります。443、444ページをお願いいたします。1款の総務費でございますが、支出済額1,082万円ほど、前年度比1,212万円の減額となっております。職員給与費や徴収に係る郵送料等が主な内容でございます。こちらにつきましても、23年度広域連合への職員派遣がなかったということで減額になっております。

2款の後期高齢者医療広域連合納付金、支出済額4億3,968万円ほどで、前年度比700万円の増額となっております。保険料分として3億997万円、それから保険基盤安定負担金分として1億2,968万円が主な内容となっております。

3款の諸支出金でございますが、支出済額59万円ほどで前年度43万円の減額となっております。前年度分の精算金として一般会計への繰出金の減額が主な内容となっております。

以上で概要の説明を終了いたします。

○議 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第91号議案は、社会厚生委員会に付託します。

○議 長 日程第18、第92号議案 平成23年度南魚沼市城内診療所特別会計決算認定を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

○市 長 第92号議案につきまして提案理由を申し上げます。

平成23年度決算は、特別会計に移行した初年度でありまして、診療報酬の保険請求分が14か月、診療所の運営経費が13か月分と変則的な決算となっております。歳入では、診療収入が前年度比8.3パーセント増の3億4,669万円の決算となりました。歳出では、総務費で前年度比7.3パーセント減の3億182万円、医業費で前年度比7.6パーセント増の1億2,965万円の決算でありました。歳入総額は4億5,131万円の前年度比40.4パ

一セント、3億621万円の減、歳出総額は4億3,147万円で前年度比6.6パーセント、3,070万円の減であります。実質収支は1,983万円の黒字決算となったところであります。なお、前年度比較は企業会計との比較でありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

概要につきましては福祉保健部長に説明させますので、よろしくご審議の上認定賜りますようお願い申し上げます。

○福祉保健部長 それでは455ページから456ページのほうから説明させていただきます。なお、これからの説明の中の前年度比較につきましては、先ほど市長が申し上げましたが、企業会計からの移行に伴い診療報酬の保険請求分は14か月分、それから運営経費の一部が13か月分の決算であることや、それから費目分け等が一致しないことなどございますので、あくまでも参考としてお聞き願いたいと思います。

まず1款診療収入ですが、1項入院収入は、入院患者数は前年度より4.0パーセント減りましたが、企業会計からの移行に伴い窓口収入以外は14か月決算となったため、5.0パーセント増の6,985万円の決算となっております。2項外来収入も同様に、患者数は臨時常勤医が12月で退職したことなどにより、18.6パーセントの減となりましたが、決算額のほうは10.0パーセント増の2億3,388万円となっております。

1款合計では、前年度比8.3パーセント増の3億4,669万円の決算となりました。

2款使用料及び手数料は、往診時の自動車使用料や健康診断書等の手数料で、ほぼ前年度並みの142万円の決算となっております。

3款財産収入は、医師住宅の貸付収入で16万円の決算でございます。

4款繰入金は、前年度比76.7パーセント、3億3,314万円減の1億140万円と大幅な減となっておりますが、前年度は特別会計に移行するための一時借入金の清算分3億8,000万円があったことによるものでございます。

5款諸収入は、患者外給食費等で、前年度並みの162万円の決算となっております。

以上、歳入合計4億5,131万円となり、前年比40.4パーセント、3億621万円の減額決算となっております。

457ページ、458ページのほうをご覧ください。1款総務費は、職員17名分の人件費と診療所運営に係る一般管理費で、22年度は地域活性化交付金での施設修繕や緊急雇用創出事業などがあったことなどにより、前年度比7.3パーセント減の3億182万円の決算となっております。

2款医業費は、特別会計への移行に伴い13か月の支払となったことなどにより、前年度比7.6パーセント増の1億2,965万円の決算となっております。

以上、歳出合計4億3,147万円、前年比6.6パーセント、3,070万円の減額決算となっております。

460ページをご覧ください。歳入歳出差引額は1,983万円となり、「翌年度に繰り越すべき財源」はございませんので、実質収支も同額でございます。

以上で概要説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

○寺口友彦君 平成23年度分については収入が14か月分、支出が13か月分という変則的な決算だということなのですが、その中でも繰入金を除いた場合についても収入と支出の差をとれば8,156万円ほどのマイナスが出るわけです。多分、常勤医の不足これが恒常化しているという部分でのマイナス部分が出ていると思いますけれども、この部分について診療科目の多さというのでもうかなという部分もあったかと思うんですけれども、そこら辺も含めて常勤医不足、医師確保これについての取り組みはどうだったかということをお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長 今、医師確保については特に行動しておりません。というのはこの後、市の医療機関との再編等もございますので、今多分出しても見つかるような状況ではございませんので、特にそのための行動というのはやっております。

○寺口友彦君 そうすると、基幹病院の開院が27年6月ですので、それまでの間は今のよう状況かなと思います。そうすると単純に大体毎年1億円ほどを繰入れをしていかないと、なかなかやっつけられないのではないかなと思いますけれども、その辺はそういう予想でいるということでしょうか。

○市 長 毎年その1億円程度がどうこうということは別にいたしまして、基幹病院開院後も地域医療の一躍を担う診療所というふうに位置づけておりますので、当然必要とされる繰入れといいますか、繰り出しは一般会計のほうからやっつけなければならぬとは思っております。

医師の件ですけれども、今部長がちょっと触れましたように、なかなかこういう診療所にいくら行動をしてもおいでいただける人が、もうほとんど皆無という部分の中で、余りそういう行動は起こしていないわけですけれども、しかし、募集的な部分とかそういうことはいつもやっています。1回・・・あれは今年辞めたのか。あの先生は去年辞めた。そういうことで地域医療にということでおいでいただいた先生が、やっぱりなかなか環境が合わなかったり、また退職されたりということがありまして、医師確保はなかなか思うようには任せませんが、五十沢、城内も含めたあの地域の唯一の医療機関としての公立で果たす役割としては、非常に大きなものがありますので、これは先ほど申し上げたとおりであります。額が少なくなるに越したことはありませんので、一層の経営努力は求めていこうとは思っております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第92号議案は、社会厚生委員会に付託します。

○議 長 ここで暫時休憩といたします。休憩後の再開は2時55分といたします。

(午後2時35分)

○議 長 休憩前に続き、会議を再開いたします。

(午後2時55分)

○議 長 日程第19、第93号議案 平成23年度南魚沼市下水道特別会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

○市 長 第93号議案につきまして提案理由を申し上げます。ご承知のとおり下水道事業は平成27年度面整備完了を目指しまして、汚水管渠整備を進めております。平成23年度は新潟・福島豪雨災害復旧事業を優先させるため、事業費1億7,811万円を平成24年度に繰り越しましたが、六日町・塩沢地区の昨年度からの継続地区を始め、新規地区として六日町では余川、川窪、四十日、大杉新田、塩沢では滝谷、五十嵐、泉盛寺地区の整備に着手し、面整備を進めました。また、農業集落排水事業では八海橋の架け替えに伴う管渠添架工事の完了、浄化槽整備事業では20基の整備が完了いたしました。

豪雨災害によります被害につきましては、全て年度内に復旧工事を完了し、現在は通常どおり供用されております。平成23年度末では、流域関連等——これは大和の公共を含みませんが——及び農業集落排水事業を合算した管渠工事では約14キロの整備が完了し、普及率は前年度比1.2ポイント増の93.3パーセントとなりました。

事業進捗に伴い水洗化率は前年比1.6ポイント増の80.4パーセントとなりましたが、有収率が豪雨災害の影響もあり前年比3.2ポイント減の85.6パーセントと下がったことなどによりまして、使用料は新規供用開始地区が多かった割にはほぼ前年同額にとどまっております。引き続き、投資効果を高めるため水洗化率の向上対策に取り組んでまいりたいと思っております。

また、管渠整備事業においては、今年度以降東日本大震災の影響等により社会資本整備総合交付金の削減が想定されますが、国県の動向を注視しながら事業費を確保し、平成27年度面整備完了に向け進めてまいります。

以上、歳入合計51億9,158万円、歳出合計50億9,605万円となりまして、差引き単純収支9,553万円から翌年度繰越明許費の繰越一般財源1,466万円を差し引いた実質収支は8,087万円となりました。概要につきましては企業部長に説明させますのでよろしくご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

○企業部長 それでは93号議案について説明を申し上げます。決算書の473、474ページをご覧くださいと思います。

歳入、1款分担金及び負担金であります。収入済額1億6,720万円です。22年度比85パーセントの増となっております。分担金の増の要因でございますが、事業進捗により新規賦課が平成22年では246件が、平成23年では667件ということで新規賦課が2.7倍に増えたものによるものでございます。負担金でございますが、53パーセントの増となっております。大口の新規賦課が2件で370万円ほどになっておりますので、決算額で53パーセントの増となったものでございます。不納欠損であります。49万9,000円につき

ましては、12件で6名分ということで、倒産それから生活困難、無財産等の理由で執行停止中でありまして、時効到来によるもので不納欠損処分をしたものでございます。

2款使用料及び手数料であります。収入済額が9億5,798万円で前年比0.4パーセントの増というふうになっております。使用料はほぼ前年並みの9億5,788万円となりました。収納率も0.4パーセントほど伸びておりますが、ほぼ前年並みの97.5パーセントということでございます。有収率の低下、それから水洗化の伸び悩みによるものと分析をしているところでございます。不納欠損の261万円でございますが、69件39人分ということで住所不明、無財産等で執行停止中で時効がきたものということでございますが、261万円中10万円以上の大口が6件で218万円ということで、不納欠損の261万円の全体の83パーセントを占めているものでございます。

3款の国庫支出金、収入済額は5億6,282万円、前年比57.5パーセントの減というふうになっております。減額の要因であります。大和のクリーンセンターの事業完了、あるいは震災の影響等もございまして内示の減ということで、30パーセントほど内示が減額になりましたので、そういったことによりまして減っているということになっております。

4款の県支出金1,440万円であります。前年比22.2パーセントの減で、集落排水施設整備事業に係る償還費の補助ということで、事業費の12パーセント相当額を15年間で分割交付、年当たり0.8パーセントになります。15年間交付をするものということで、平成23年度は6地区分で1,440万円の収入となっております。

5款の繰入金15億9,089万円、前年比3.8パーセントの減となっております。事業費の減と分担金等が増えているということで、事業への充当財源が増え、3.8パーセントの減額となっているものでございます。

6款の繰越金であります。1億370万円、前年比1,300パーセントほどの伸びということで非常に大きな伸びになっております。この伸びた要因であります。平成22年度からの繰越明許費の繰越一般財源分5,083万円がそっくり増えたためということでございます。

それから7款の諸収入3,576万円あります。前年比27.9パーセントの減ということですが、要因は工事の補償料が2,700万円ほど減ったということによるものでございます。

8款の市債であります。17億5,880万円前年比7.1パーセントの減ということで、先ほど申し上げましたが事業費が減っているということによりまして前年比7.1パーセントの減額の収入済額というふうになったものでございます。

めくっていただきまして475、476ページをご覧ください。歳出の1款総務費であります。支出済額は2億7,690万円で、前年比24パーセントの増となっております。前年比増の要因であります。昨年度、下水道建設基金への積立金が7,850万円、この分がそっくり増えているというようなことによるものでございまして、総務費のその他の費用については、ほぼ平成22年並みの内容となっております。不用額2,400万円ほど発生しておりますが、人件費が700万円、公課費が580万円、貸付金が840万円となっております。

ます。

2 款の施設管理費、支出済額 6 億 1,650 万円前年比 10.8 パーセントほどの伸びとなっておりますが、増額の要因は流域の負担金が 1,150 万円ほど増えております。それから新潟・福島豪雨災害の復旧費、あるいはその復旧の修繕費で 1,860 万円ほどの増となっているものでございます。不用額は 3,300 万円ほど発生しておりますが、流域の負担金が 1,070 万円ほど、需要費が 1,100 万円、委託料が 1,000 万円の不用額が発生をしております。

3 款の下水道事業費 16 億 3,940 万円の支出済額で、前年比 36.6 パーセントの減ということでございます。前年比 36 パーセントの減の要因であります、収入のほうでも申し上げましたけれども、大和のクリーンセンターの事業完了が 4 億 4,000 万円ほど減となっております。公共、特環、流域の負担金等の減額が 5 億 1,000 万円ほど減っているというようなことで、前年比 36 パーセントの減となっているものでございます。不用額 8,400 万円の内容は工事費の 7,700 万円が主なものとなっております。

4 款の公債費 25 億 6,323 万円、前年比 1.6 パーセントの増となっております。元金は前年比 3.0 パーセントの増ということで 18 億 2,557 万円、利子が前年比 1.8 パーセントの減で 7 億 3,765 万円の支出済となっております。

それから 5 款の予備費ですが、それぞれ記載の 4 項目に 163 万円を充用してあります。

478 ページをご覧いただきたいと思いますが、実質収支に関する調書であります。歳入総額 51 億 9,158 万円、前年比 13.4 パーセントの減、歳出総額 50 億 9,605 万円、前年比 13.5 パーセントの減で、形式的収支が 9,553 万円、ここから平成 24 年度に移しました繰越明許費の繰越一般財源 1,466 万円を差し引いた実質収支は 8,087 万円となっているものでございます。以上で説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

○岡村雅夫君 また同じような質問になると思いますが、一般に生活するにどうしてもこの下水道使用料金を払わなければならないという状況になってきているかと思えます。要するに下水道の普及がされてきているということではありますが、昔は下水がこなければ嫁の来てがないとかそういう話がよくあったのですが。なかなかこの負担は、使用料が当時決められた 180 円というのがずっと横倍できているわけでありまして。そうした中でどんどんまだ事業がされている中で、起債残高もこれだけ額があるわけでありまして、こういった条件ができるよこの使用料というのが下げられるのか。そういった見通しというのがそろそろわかるかと思うのですけれども、180 円が当然だと思っているのならばしょうがないのですが。先ほどと同じことを繰り返しますけれども、未だこういった状況であると、安いほど公共料金はいいというような感覚になるかと思うのです。その辺をひとつ伺っておきたいと思えます。

○市 長 この下水道料金につきましては前にも申し上げておりますように、当初は 25 年度予定でありましたけれども、27 年度に面整備が完了するわけでありまして。そうし

ますとその後は維持管理が主体になっていくわけでありまして、その際にどういう料金設定が適当かという部分もきちんと、ですので27年面整備完了としますと26年頃からはその概要がはっきりわかるわけですので、精査に入りたいと思っております。

そして180円部分というのは、これは水道料金との絡みも当然出てくるわけでありまして、おかげさまで水道のほうは、いわゆる起債残高が相当減額になっておりますので、その辺も見極めながらやっていきたい。ただ、幾ら下げられるとか、いつ下げられるとか、あるいは下げるとか上げるとかという状況は、今まだここで申し上げる段階ではございませんので、平成26年度内には方向性をきちんと出していきたい。

そして極力無理のない料金設定にしていきませんか、下水の場合は起債残高が相当膨らんでおりますので、それも含めて検討させていただくという私の今の予定であります。継続すればということであります。

○岡村雅夫君 願いを込めて方針を決めていただきたいというふうに思います。景気がこう右肩上がりていく時は待っている、待っているでもいいのですけれども、待っている状況にはもうないということであれば、事業高は大体決まるわけですね。そして返済なり交付金の関係から計算すれば当然、少し前倒しでやらなければならないというような考え方がございますかどうかと、こういうことですがお聞きします。

○市長 特別前倒しでやらないということを考えているわけではありませんけれども、状況的にはこういうことでもあります。それから平成25年が27年に延期になったという部分につきましては、上田地域のほうで管路の敷設の際に、予定をしていなかった相当下に岩石とかそういうものがあって、工事非常に難航した、工事費も増額したとそういう部分もありました。ですので、その辺が、地質的にどうだこうだということはそう今度はないとは思いますが、特別今の予定としては、平成26年度頃が適当であろうということですが状況的に厳しい状況ということは十分理解しておりますので、その辺も含めて総合的に企業部長とも相談しながらやっていかなければならないと思っております。

○岡村雅夫君 若干緩んできたようではありますが、やはりこう言ってはあれですが、ここでさっき言いました任期がここで、という言い方をちょっとしましたが、こういう時こそきちんと明解な方針を立てて、そして邁進できるような指針を示すのが、リーダーではないかと私は思いますが、もう1回聞いておきます。

○市長 真のリーダーというのは、できもしないこと、ありもしないことを打ち上げて選挙用にやるということではございません。やはり、きちんとした数値の裏付けがなければ、とてもとてもできるものではありませんので、そういう思いでいます。ただ・・・これは言わないでおきます。

○議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

ただいま議題となっております第93号議案は産業建設委員会に付託します。

○議 長 日程第20、第94号議案 平成23年度南魚沼市水道事業会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

○市 長 第94号議案につきまして提案理由を申し上げます。なお、消費税及び地方消費税抜きの決算値でご説明申し上げますのでお願い申し上げます。

まず、収益的収支についてであります。水道事業収益では給水収益16億5,530万円、一般会計繰入金6億59万円などが主なものでありまして、総額23億3,637万円で、対前年比3.6パーセント減となりました。費用は浄水、給・配水等維持管理費及び事務費などで5億616万円、減価償却費及び資産減耗費で16億1,695万円、企業債利息4億1,550万円などが主なものでありまして、総額25億7,131万円で、対前年比24.3パーセント増で大幅な伸びとなったところであります。

収益的収支は、差引き2億3,494万円の純損失となりましたけれども、所信表明の際に申し上げましたが純損失の大きな要因は、中央遠隔システム更新事業完了によります簡水部分の資産減耗、直接支出を伴わない資産減耗費に5億9,679万円を計上したことによるものであります。

なお、資本的収支につきましては、収入では企業債3億2,530万円、国庫補助金4,083万円、補償金2,926万円などが主なものでありまして、総額4億6,006万円で、対前年度比24.8パーセントで大きな減であります。

支出では、建設改良費5億2,468万円、企業債の元金償還金が13億3,228万円などでありまして、総額では18億5,696万円、対前年比9.8パーセント減となったところであります。資本的収支は支出に対し収入が14億15万円不足しましたが、過年度損益勘定留保資金で補填することで決算を調製させていただきました。

概要につきまして水道事業管理者に説明させますので、よろしくご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

○水道事業管理者 それでは94号議案について説明を申し上げます。まず消費税についてですが、4ページまでは消費税込みの数値となっております。それから5ページ以降については消費税抜きの数値が載っておりますので、あらかじめご承知おきを願います。

まず1ページから4ページ目ではありますが、決算報告書でございますが、今ほど市長より説明がございましたので、詳細については私のほうは省略をいたしますけれども、収益的収支で純損失2億3,494万円、それから資本的収支で14億2,139万円の収入不足を生じた結果、平成23年度末の内部留保資金の残は昨年比1,900万円減の13億400万円ほどというふうに見込んでいるところでございます。

続きまして5ページをお願いいたします。損益計算書ですが、資産減耗費の影響によりまして営業損失4億5,868万円、また、営業外利益は2億3,828万円となりまして、この営業損失と営業外利益の差引きであります経常損失は2億2,039万円となりました。ここに不納欠損などの過年度損益修正損1,454万円を加えまして、平成23年度の純損失2億3,494万円となったものでございます。前年度の繰越利益剰余金が5億5,483万円から

平成23年度の純損失を引いた結果、平成23年度の末処分利益剰余金は3億1,988万円となるものでございます。

6ページ7ページをお願いいたします。剰余金の計算書であります。本水道決算における剰余金では、資本剰余金で7,139万円の増、利益剰余金で2億3,494万円の損失ということで、剰余金の平成23年度の変動額は、マイナスの1億6,354万円となっております。資本合計では前年度の残額409億4,527万円に企業債やみなし償却の除却損の補填などによる23年度変動減少分18億4,923万円を差し引いた平成23年度末資本合計390億9,604万円となるものでございます。その下の表の剰余金の処分計算書であります。資本金、資本剰余金、未処分利益剰余金とも今のところ処分予定はありません。

それから8ページ、9ページをお願いします。バランスシートでございます。資産の部でございますが、資産の明細につきましては25ページ、26ページに一覧表がございますので、また後ほど参考にみていただければと思っております。有形、無形の固定資産の年度末償却未済高は377億9,144万円となっております。流動資産でございますが、現金預金は昨年比2億8,800万円ほど減額となっております。その要因は、土地開発公社への短期の貸付金2億3,000万円を計上したものでございます。未収金以下については記載のとおりとなっておりますのでご覧をいただきたいと思っております。

負債の部でございますが、固定負債は修繕引当金の3,400万円、流動負債は未払金が主なもので3億1,542万円となり、負債合計では3億4,942万円となりました。流動資産が流動負債を大きく上回ることから資金不足は生じていないところでございます。

資本の部でございますが、資本金は旧町から旧広域水道企業団への出資の引継資本金、それから水源開発等の一般会計出資分である繰入資本金、及び企業債の残高の合計で380億1,638万円となっております。

剰余金でございますが、先ほど申し上げましたが、資本剰余金、利益剰余金及び減債の積立金の合計で前年比1億6,354万円の減となりまして、10億7,966万円となっております。以上、資産合計と負債資本合計はいずれも394億4,546万円となるものでございます。

総括、それから工事関係では10ページ11ページの水道事業の現況、給水状況、経営状況、建設改良工事等の概要については、10ページから12ページの事業報告書を参考にさせていただきたいと思っております。

13ページの中ほどでございますが、職員の調べがございませけれども、昨年度災害の関係で中途から職員が1名減となっているところでございます。

2枚ほどめくっていただきまして15ページの下の方ですが、給水原価が昨年度303円から386円と広がっておりまして、資産減耗費の増により昨年比83円ほど増えているということで、赤字の逆ザヤが広がっているというような状況となっております。また、資本費であります。昨年費9.32円減の218円16銭となりまして、有収水量の減と相まって、平成25年度の高料金の繰入金の見込みは、今年度平成24年度よりもまた7,300

万円ほど減るものということで、今のところ見込んでいるところでございます。

16ページの下のほうですが、給水停止の実績等が載っておりますが、なかなか給水停止の金額が減らないと、あるいは給水停止の対象者が減らないということで、ご本人には当然のことながら話はしているわけですが、一部支払をしているだけでまた給水停止を何度も同じように繰り返すというような未納者が非常に多くなっているということで、対象額がなかなか減らないのが今のところの実態となっているところでございます。

18ページ以降でございますが、消費税抜きの明細書が記載をされていますので参考にご覧をいただきたいと思っております。

以上で、平成23年度の水道事業決算の概要説明を終わります。

○議 長 次に監査委員の監査報告を求めます。

○代表監査委員 それでは平成23年度南魚沼市公営企業会計決算書審査意見書をご覧いただきたいと思っております。1ページをお願いします。審査対象につきましては、平成23年度南魚沼市水道事業会計決算、審査の期間は平成24年6月13日から8月17日まで。審査の方法ですが、審査は水道事業会計の決算書類が関係法令に準拠して作成されているか否か、並びに水道事業会計の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するとともに、その経営の内容を分析しました。審査に当たっては、決算書類と会計諸帳簿、証書類との試査、照合及び関係職員からの説明を聴取して審査を実施しました。

審査の結果ですが、審査に付された水道事業会計の決算書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、かつ、計数は水道事業会計の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認めました。

2ページで審査意見でございます。1水道事業会計、本年度の業務状況につきましては、行政区域内の人口が6万1,081人で、前年度より531人の減、給水人口が5万9,380人で前年度より513人の減、給水件数が2万3,488件で前年度より72件の増加となっております。普及率は行政区域内人口、給水人口ともほぼ同数が減少したことから、前年度と同率の97.2パーセントとなっております。

本年度の建設改良工事としましては、3年間の継続事業で取り組んできた遠隔監視システム整備事業がようやく完了し、一体的かつ総合的な監視が可能となりました。また、栃窪・岩之下の水道施設整備事業、老朽管布設替工事等を実施しております。管路等の拡張工事では、滝谷地区を始め26工区を行っていますが、災害復旧を優先したことから、発注工事の打切り、計画変更を行いながら施設の復旧に取り組んでおります。

配水管布設延長は8,617.0メートル、うち老朽管布設替4,023.8メートルの工事を実施しています。なお、工事施工に当たっては、道路工事や下水道工事との同時施工により経費の軽減に努めております。

利用概況ですが、年間配水量は、837万2,179立方メートルで前年度に比べ10万1,937立方メートル、1.2パーセントの減となり、年間有収水量も658万944立方メートルで、前年度より19万328立方メートル、2.8パーセント減少しており、有収率も7

8.6パーセントと前年度より1.3ポイント低下しました。給水人口の減少、節水志向などのほか豪雨災害による影響が大きいものと思われます。また、施設利用率は前年度より0.5ポイント低下し32.8パーセント、最大稼働率は40.4パーセントで前年度より1.3ポイント上昇しています。

経営状況ですが、本年度の事業損益を見ますと、事業総収益が23億3,638万円、総事業費用が25億7,132万円で、2億3,494万円の純損失となり、前年度の繰越利益剰余金5億5,483万円を加えた当年度の未処分利益剰余金は3億1,989万円であります。今年度の給水収益は16億5,530万円で、有収水量の減少から前年度より3,842万円の減収となりました。

収益率については、総収益対総費用比率は90.9パーセント、前年度が117.1パーセント、営業収益対営業費用比率は78.6パーセント、前年度106.2パーセントとなっております。この要因は中央遠方監視制御設備を主とする固定資産の除却が最大の要因であります。次に資金繰りを表す比率についてみますと、200パーセント以上が理想値とされる流動比率は524.4パーセント、前年度370.8パーセント、100パーセント以上が理想値とされる当座比率は318.3パーセント、前年度287パーセント、20パーセント以上が理想値とされる現金預金比率は259.9パーセント、前年度221パーセントといずれも理想値を大幅に上回っています。

また、給水収益に対する企業債の元利償還金の比率を示す企業債元利償還金対料金収入比率は105.6パーセント、前年度104.6パーセントとなり、前年度より1.0ポイント上昇し、水道料金収入が企業債元利償還金を9,248万円下回りました。

むすびとしまして、平成23年度は東日本大震災と福島原発事故、7月の新潟・福島豪雨水害と相次ぐ災害に見舞われました。放射能汚染による脱水汚泥の通常処理不能による滞貨、大量の濁流や土石流により浄水場の処理能力は追いつかず、断水が起こるなど大変な状況が起きました。それぞれの対応、復旧には大変なご苦労があったものと思います。関係職員始め支援いただいた各関係機関の皆様に感謝と敬意を表します。

行政区域内の人口、給水人口とも年々の減少傾向に歯止めがかかりません。年間配水量も全年度より10万1,937立方メートル減少し、施設利用率は前年度より0.5ポイント低下して32.8パーセントとなっております。

通常経費の増加と有収水量の減少から給水原価が386円、供給単価が251円53銭となり、逆ザヤ減少は前年度より81円56銭拡大し、134円47銭となりました。

今後も人口の減少や景気の低迷、節水器具の普及など、水の需要拡大は難しい状況にあります。16億円超の元利償還金と10億円超の減価償却費など、初期投資の大きな経費負担や今後想定される新たな施設更新など、厳しい経営状況は今後も続くと思われます。

施設の過剰投資が根本的な要因のため、抜本的な改善策はすぐに見いだせる状況にはありませんが、今後の施設改修や更新時を契機とした何らかの改善策が望めます。水需要の増加は望めない状況ではありますが、引き続き需要拡大、有収率向上への取り組みが必要であ

ります。また、固定化未収金の徴収対策については、徴収員の増強や給水停止措置等も執行しながら精力的に取り組んでおり、その成果が現れています。今後も引き続き管理、回収に努めていただきたいと思います。費用面においても、投資の厳選や管路の拡張、改修工事等に当たっては、道路改良や下水道工事等との同時施工などによるコスト低減を図るとともに、引き続き業務の効率化と経営健全化に努めていただきたいと思います。

また、放射能汚染の監視には引き続き注意を払い、最大の使命である良質で安全、安心な水の供給に努めていただきたいと思います。なお、詳細については7ページ以降28ページまで記載しておりますので、よろしく願いいたします。以上、簡単ですが報告とさせていただきます。

○議 長 質疑を行います。

○佐藤 剛君 1点だけ、今監査委員の報告がありましたので、それを受けて確認といたしますか聞いてみたいと思います。詳細につきましては委員会で審査があるわけでありまして、細かいことを聞くつもりはないわけですが、今の報告の中にありましたように、資料等を見ますと、平成23年度に始まったわけではないのですが、給水人口はずっと減少傾向にある。そしてまた年間配水量も減少傾向にある。そして施設の利用率は32パーセント程度をずっと推移しているというふうな中で、市長がおっしゃいましたように企業債の元利償還といたしますか、残高は減ってはいるのです。けれども、企業債の元利償還が水道料金収入を上回っている、そしてまた逆サヤも拡大していると、というような状況にあるわけです。

私も監査委員が言うとおりに、このことが早急に解決するというようなことは、なかなか難しいとは思いますが、いつまでもこういう状況にはしておけないということですね。監査委員のこういう意見を受けて、どういうふうに考えているのか、考えや見通しやらをお聞かせいただきたいと思いますという点と。

これも監査委員の中にあつたのですけれども、平成23年度は原発事故もありまして、周辺の放射能汚染の関係、そしてまた豪雨災害の関係での濁り水の関係やらで大変ご努力していただきました。市民としましては本当に感謝するところなのですけれども、反面、そういうことがありますと、そういうおおむねひとつの施設に頼っている我が市においては、そういう面での危機管理といたしますか、そういうところもちょっと気掛かりな部分があつた平成23年度で、私は個人的にありましたので、その辺どのようなことを考えているのかを2点お伺いしたいと思います。

○市 長 前段については私が申し上げます。後段は前にもちょっといろいろ話をしておりますが、管理者の方から緊急水源等の対応についてお話し申し上げます。

給水人口が減る、これから増える見込みがそうあるわけでもありませんし、節水志向が高まると水の需要が年々下がってきている。施設使用率も32、3パーセントということで、非常に大きな施設を大変な状況の中で運営しているということでもあります。監査委員からもご指摘がありますように、一挙に給水人口が増えるわけでもありませんし、いわゆる水道用

水としての1人当たりの使用料が一気に増えるわけではないわけです。この相当あり余っている水を、何らかの形で収益に結び付けるという方法を今思案中であります。

近々これを水道企業管理者と事業管理者と詰めた中で、こういう改善策をやっているということは出したいと思っておりますけれども、今まだ詳細が詰まっているわけではありませんので出しませんが、いわゆる水道用水としての利用も含め、多用途にやはり利用しなければならない。とてもこれは水道用水の利用だけでこの収支が賄えるものではないということになりますので、そういう方法をきちんと考えていかなければならないというふうに思っております。後段については水道事業管理者がご答弁申し上げます。

○水道事業管理者 それでは2点目の災害時の緊急的な対応というようにお話でありますけれども、昨年の災害時にも浄水場の浄水機能が非常に低くなったというようなことで、皆様方に迷惑をおかけしたわけですが、昨年もその時期に市内の緊急水源が4か所ありますけれども、それをフル稼働したと。フル稼働してもそれでもなお市内の3分の1が水が出ないというような状況であったというようなことで、緊急水源をもう少しやはり増やしていく必要があるだろうというふうに今思っております。実際に本年度から大和方面からですけれども、場所を具体的に申し上げますと、水尾の水源、昔多分、旧大和町でもって使っていた水源だろうと思いますが、その水が何とか使えるだろうということの目処が今つきつあります。順次また六日町、塩沢のほうの昔使っていた水源も含めて、あるいはそれがだめであれば新規で深井戸を掘ってというようなことも含めて、そういう災害時の危機管理をしていきたいというふうに思っているところです。

○岡村雅夫君 2ページの有収率が78.6パーセントということで、低下したということではありますが、この原因をどういうふうに捉えているのかひとつお聞きします。それから、今ほどのものと若干だぶりますけれども、市長が今、上水としてではなく、要するに水道と、飲用というか本来の目的でないものに使うというような話をしてはいますが、工業用水等をひとつ考えてみますと、膨大もない量を使う。それは大体井戸に頼っていると私は思うのです。そうした中で、採算というものを考えた時に、安く売って収益が上がるということなのか。その辺、管理者というか現場はどう考えておられるのか。安くてもいいから買ってもらえばいいのだという感覚なのか、それにはコストがかかるというようなことが私はあると思うのですが、その点をひとつお聞きします。

あわせて私は先ほどの下水の話でありますけれども、当初300億円もあった、350億円もあったかと思うのですが、それが今は150億円を割っているという起債残高ですよね。そしてほぼ全通している形、97.何パーセントというところまできているこの水道管路が完成しているわけでありまして。それを、水道料金をどう、どこまで下げるべきかという話というのはかなり協議されているのかどうか。返し終わらないうちはだめだとか、そういう感じなのかひとつ。そうしても可能性はないのだというような話なのか。要するに16億数千万円の収入で16億円の借金を返しているわけでありましてから、16億円ずつ借金を返しているわけでありまして、そういう財源はないというふうに言い切ろうとしているのかひとつ

お聞きします。

もう1点は、一番私は、この水道は水道として売るということを考えたかどうかということについていつも言っているのですが、その前段として近隣の市町ということでもありますけれども、そのもとである、ダムから取水している、要するに放射能汚染、汚泥に放射能が混じっているだけだという答弁でありますけれども、ゆくゆくはこれが大きな影響を及ぼしてはならないがなあと思います。そういう点もきちんと考慮して勉強され、研究されまして、自信をもって売るということを考えてほしいのです。

多分、今の水道行政を見ていてわかるけれど、今までなかった配水池というのが各地区にみんなできています。要するに買うほうも配水池を作れば、浄水施設を作らなくて済むわけですから、そういう点からしてみても各市の水道ビジョン等を考えれば、これからどういうビジョンを立てているのか、うちのこれを利用すればということが可能だと思うのですが、そういう点での方向はどう考えておられるかお聞きします。

○市長 多くの点は水道事業管理者に答弁してもらいますけれども、その水の利用部分については工業用水に限ったことではありませんで、多方面でこの水道水を利用することによって、それぞれの懸案が解決するという部分が、私どもの考えの中では相当あります。結局今はもう施設使用率が32～33パーセントですから、簡単にいえば1トン1円で売っても、それはもうほぼ収益につながるわけですね、簡単に申し上げます。

ですから、当然ですけれども今の水道料金と同じような料金設定をして、これを使ってくださいというのはちょっと無理がありますので、その辺は通常ほかの方法をもって使用している部分よりは、料金とか、いわゆる工事費等が上がらない方法で計算をしながら組み立てていってみようとは思っています。

それから他市町村との水の関係であります。前にも申し上げましたように、魚沼市さんに以前そのお話をさせていただいて、検討しようねという話まではいったのですが、相手側がほとんど今は検討している状況にはないようでありまして、また改めて、管理者のほうでちょっと魚沼市のほうとは相談しているのかもわかりません。そこはまだ私が伺っていませんのでわかりませんが、それらも併せてこのほかの答弁は阿部管理者にさせたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○水道事業管理者 まず1点目の有収水量の減ということでもありますけれども、何といたっても有収水量が減っている理由というのは、泥吐きが一番大きな要因だというふうに考えておりますし、それから今、水道水の中で濁りが非常に出てきているというようなことで、夜中も含めてなのですが管理配水を今して、濁りをできるだけ少なくしていこうというようなこともやっております。そういったことで非常に無効水量が増えているということでありまして、無効水量が増えれば当然のことながら有収水量は減るというような格好になります。

それから、水の利用については先ほど市長が申し上げました。それから料金の関係でありますけれども、議員も指摘がございましたように、今のところ料金収入よりも元利償還金のほうが余計だと、1億円近く余計に払っているというような状況であります。何とか資本的

収支のほうで収入不足が発生をしておりますが、その分については何とか昔作った資産、減価償却でもって何とかこうやりくりをしているという状況で、それがちょうど同じような額になっているわけでありませう。

実際には今、水道事業の内部に内部留保資金が留保されるような状況には今なっていないと、ですので内部留保資金は今のところは減る一方の状況になっております。今のところ料金を下げられる状況ではないだろうなというふうに私は思っていますし、もちろん水道課の内部でも私は料金を下げたいというような話をしても、職員はみんな、それはとてもじゃないが料金を下げられる状況ではない、というようなことで、やり取りをしているわけです。

1つのきっかけは、簡水の料金と、それから普通の水道料金が今、消費税抜きにして200円の差であります。いずれはその部分を一緒にしていこうというふうに考えておりますので、簡水の料金を普通の水道料金まで引き上げるのか、あるいは普通の水道料金を簡水の料金まで下げられるのか、あるいは両者でもって100円ずつ上げ下げをしていって真ん中にするのか、そういったことができるのかできないのかも含めて、内部で今一生懸命検討をしているところというふうにお問い合わせをしたいと思います。

それから、水道水の関係ですが、魚沼市のほうとは昨年、水道課長が1回魚沼市のほうの水道課のほうに行って話をしておりますが、水道料金自体がもう2倍以上低いわけですから、なかなかすぐにといい話にはなりませんけれども、将来的なもの、あるいは災害時等も含めて、何とか魚沼市のほうに水の供給というようなことを話を進めていきたいというふうに思っているところであります。

○岡村雅夫君 水道管路の事業をどんどん進めると、昔は有収率が上がるというのが一般的だったと思います。その合併前は六日町は全部鉄管にしたので、非常に有収率がよかったというような話を聞いたことがあります。その当時は大和では石綿管で、その老朽管をどんどん替えていかなければならない仕事がほとんどだったわけです。それを二拡事業でやったわけでありませうけれども、そして受け入れ体制をとったということなのです。

今、その整備しつつ漏水という部分が、配水の部分はそれは維持管理の問題ですのでいいすけれども、漏水が増えてきているのかというその辺が投資等の問題ですが、どんなものかひとつもう1回お聞きしておきます。

あと、市長が要するに水を売るという話ですが、売る時に安く売ってでもという言い方ですが、その時に併せて安く一般にも供給して、まずは均衡を保って、売れた分だけ安くするというぐらいの気持ちで始まってもらわないと、受益がどこへいくのかなんて感じがします。その辺はひとつ、ただ安くするから買ってくれないかという話ではなく、その時には市民の水道料も下げるといふことで進めていくべきではないかというふうに思っています。

それから、魚沼市の話が出ましたけれども、私も課長からよく説明を聞かせてもらって独自に計算をしてみましたら、基本料金制度を魚沼市はとっていません。それで13ミリ、20ミリとか口径が基本料金というような形ですので、比較がなかなか難しかったのですが、13ミリの口径でやりますと1.8倍です。魚沼市の水道料金よりもこちらが1.8倍高いとい

うことなのです。その差というのは、よくいう設備投資の、要するにこちらはもう供給体制がきちんできてきているのだと思うところだと思うのですが、その辺が私の言う水道ビジョンというそこだと思うのです。1.8倍、それがみんなで飲めばそれこそ1.5倍になるのか、1.3倍になるのかというところだと思うのですが、要するに先ほど申し上げましたが、配水池を作ることによって、大きな投資をしなくてもそれが可能だということが重々わかったとしたならば、そういった交渉ができるのかなという感じが私はします。こちらにとってはいいいし、向こうは若干上がるかもわかりませんが、今、簡水との問題も言いましたけれども、簡水なんて問題ではない量だと思います。そういった考察が必要かというふうに感じましたので一言申し上げて質疑をやめます。以上です。

○市長 今いろいろ考えていることは、第1にやはり水道事業会計の改善。改善というのは当然ですけれども収益がよくなれば、それは料金の値下げにつなげられるわけですので、そういう目的が一番。そしてそれと同時に、それをすることによって今相当不便を被っている部分も解消できるということで、一石二鳥的なことを考えているわけであります。

議員がおっしゃったように、当然いろいろの部分で改善されて収入が増えれば、それは何ていいですか、いわゆるこれからどんどん、どんどんとお金をいっぱいいつも積んでいかなければならないという状況を作るつもりはありませんから、当然ですけれども収入が上がった部分、全てというわけにはいかないにしても、料金の低減につなげていける方法を考えたいというふうには考えております。

○議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

ただいま議題となっています第94号議案は産業建設委員会に付託します。

○議長 日程第21、第95号議案 平成23年度南魚沼市病院事業会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

○市長 第95号議案につきまして提案理由を申し上げます。概況から申し上げますが、大和病院では平成23年度も医師確保に全力で取り組み、多くの非常勤医師の応援を得ることができましたが、常勤医師による診療体制が整わず、外来患者は前年度を上回ったものの、入院患者は下回る結果となり、予定しておりました業務量の達成は叶いませんでした。

一方、3年5か月にわたり準備を進めてまいりました病院機能評価を平成24年1月に受審し、4月に認定をいただくことができました。また、新病院建設事業に対応するため、一般会計から4億3,500万円の補助をいたしまして、資金不足の解消を図ったところであります。

決算の状況につきましては、収益的収支では資金不足解消のための一般会計補助金の増額をしたことから、収入が税抜き39億9,261万円、支出は37億1,899万円で、単年度の純利益2億7,362万円となったところであります。これに前年度の繰越欠損金を加えて

繰越欠損金は1億1,180万円となりました。

次に資本的収支であります。収入は税込1億3,826万円、支出は2億837万円でありまして、7,011万円の不足が生じましたけれども、当年度分の損益勘定留保資金等で補填をしたところであります。

概要につきましては、大和病院事務部長に説明させますので、よろしくご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

○大和病院事務部長 それでは病院事業会計決算の概要を申し上げます。なお、この決算は8月23日開催の病院事業運営委員会において了承をいただいております。それでは1ページ目をご覧くださいと思います。平成23年度の病院事業決算報告書(税込)でございます。収益的収入及び支出でございますが、収入が病院事業収益全体で40億1,225万円でございます。支出が病院事業費用でございます。決算額が37億3,826万円でございます。差引き2億7,398万円の黒字という形になっております。

それから資本的収入及び支出でございますが、収入は資本的収入で決算額1億3,826万円でございます。支出は資本的支出、決算額2億0,836万円でございます。資本的収入が資本的支出に不足する額7,010万円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額24万円及び、当年度分損益勘定留保資金等6,986万円で補填をいたしました。

次に4ページをご覧くださいと思います。南魚沼市病院事業損益計算書、これは税抜きでございます。医業収益、介護保険収益、それから医業費用につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。これを相殺しました医業損失が3番の下に書いてございますが、3億6,984万円でございます。

それから、医業外収益から医業外費用を差し引いた額がそこがございます6億4,394万円となりまして、経常利益2億7,409万円でございます。それで6番の特別利益はございません。7番の特別損失でございますが、これに過年度修正損4万7,000円、それから当年度純利益がそうしますと2億7,362万円、それから前年度の繰越欠損金が13億8,542万円ございましたので、当年度の未処理欠損金が1億1,180万円となります。

それから次のページをご覧くださいと思います。5ページ、6ページでございます。これが剰余金の計算書、税抜きでございますが、少し今年から剰余金計算書の表が変更になりましたので説明をさせていただきたいと思います。現在公営企業会計制度の見直しが進められておりまして、平成26年4月より民間の会計基準に沿った取扱いをすることとなりました。それに向けて今、移行の準備が進められているところでございます。

その1つに資本制度の見直しがございます。利益の処分、剰余金の処分、資本金の減少については、平成24年4月1日から施行されました。先般の3月議会で議決をいただいたところでございます。そのため同日以降に作成される平成23年度決算から改正後の様式が用いられることになりまして、剰余金計算書及び剰余金処分計算書の様式は、こういう改正後の様式を使わせていただいたということでございます。先ほどの水道会計と同じことでご

ございます。それから中身はそれぞれ記載のとおりでございます、未処理欠損金11億1,180万円でございます。

次に7ページ、8ページ、貸借対照表、税抜きでございますが、資産の部、それから負債の部、資本の部、それぞれ記載のとおりでございます。資産合計30億9,713万円、それから負債資本合計も同じく30億9,713万円でございます。

次に10ページをご覧いただきたいと思いますが、病院事業の報告書でございます。総括事項でございますが、これは先ほど市長が申し上げましたので省略をさせていただきます。それから下のほうに(2)に議会議決事項がございますが、記載のとおりでございます。

12ページをご覧いただきたいと思いますが、職員に関する事項でございます。病院事業会計は、非常に医師の数によってかなり収入の部分が上下してまいりますので、医師の数、あるいは看護師の数というのが1つのポイントになるわけでございます。平成24年3月31日現在、ちょっと医師の数が19というふうにございますが、これは今年3月31日で切りましたので19になっておりますけれども、実は2月、3月に退職する医師等が1、2おりまして、それで急きょ自治医大から応援の医師を3名、2月と3月に内科の医師ですけれども応援に頼みました。そういう関係で19になっておりますが、通常ベースで考えますと16ということでございますので、その点だけご注意をいただきたいと思います。

次に13ページ業務量がございまして、入院患者数、外来患者数それぞれ記載のとおりでございます。入院患者は下のほうに扱数というのがございまして、5万7,124人ということで、前年度に比べて4,553人少なくなっております。これはやはり常勤の医者がいましてなかなか入院患者を診られませんので、もう少し常勤の医者がいれば下回ることもよかったのかと思っております。

それから次のページをご覧いただきたいと思いますが、そこに外来患者数が15ページ、16ページにございます。16ページの一番右下のほうに延数というのがございまして、外来患者の延数総合計でございますが、14万5,999人ということで、これは前年度比4,834人でございます。市長が申し上げましたように、なかなか常勤の医師は確保できなかったのですけれども、非常勤の医師を確保しまして外来に対応していただいたということでございます。

次に17ページをご覧いただきたいと思いますが、事業収入及び費用に関する事項ということで税抜きでございますが、病院事業収益は39億9,261万円でございます。構成比昨年と比べて116.1パーセントでございます。医業収益が32億2,368万円の前年度とほぼ同じく100.2パーセントになっております。ただ、その中身でございますが、入院が5,194万円の減、外来が3,591万円の増、その他医業収益が2,185万円の増となっております。全体では若干の582万円の増ということになりました。その他医業収益の中で伸びた要因というのは、婦人科の医師がいなくなって、健診事業、ドックだとかそれから住民健診だとかそういう健診事業が非常に22年度は落ちたのですが、何とか臨時の医師を確保しまして、23年度はそれなりにできたということで、6,000万円ぐらい落ち込んだも

のが2,000万円ちょっとぐらい取り返しができたということで、今年度はまたさらにいいような状況で推移をしております。

それから、介護保険が4,769万円ということで、前年度に比べますと87.1パーセントでございますが、これはやはり訪問看護をするスタッフが足りませんので、そういう部分で落ち込んでおります。

医業外収益でございますが、7億2,123万円ということで、これが非常に伸びております。これは市長の説明にもございましたが、他会計の補助金が赤字をなくそうということで6億9,388万円ということで、前年度に比べますと5億5,903万円余計に繰入れをいただいたということで、この部分が非常に大きくなっております。先ほどの病院事業収益全体でも、この部分が伸びたということでご理解をいただきたいと思っております。特別利益はございません。

それから病院事業費用のほうでございますが、37億1,899万円でございます。そのうちの医業費用が36億4,122万円ということで、病院事業費用全体、あるいは医業費用それぞれ昨年度に比べて2.9パーセント伸びております。給与費、それから材料費、経費この3つが医業費用の中で非常に大きなウェイトを占めるわけでございますが、それぞれ記載のとおりでございます。

医業外費用7,729万円ということでございます。これは支払利息等が主なものでございます。

特別損失が47万円ということで、これは過年度損益の修正損でございます。それともうひとつ2万円ほどですが、県補助金の消費税分というものを前の年度に返すべきところだったのですが、請求漏れがあったということで、その分を2万円程度その中で返しております。

それから右のほうの18ページをご覧いただきたいと思うのですが、会計、重要契約ということで100万円以上の医療機器を購入したものが書いてございます。それぞれ記載のとおりでございますが、医療機器全部で4,000万円程度を購入させてもらったわけですが、100万円以上のものが3,700万円でございます。

次のページ19ページをご覧いただきたいと思っております。企業債及び一時借入金の状況ということで、本年度末残高が企業債のほうでは、5億4,266万円ということでございます。一時借入金は、本年度末残高が5億円ということでございまして、一借の限度額が7億円でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長 次に監査委員の監査報告を求めます。

○監査委員 先ほどの企業会計決算審査意見をお願いいたします。1ページですが、審査の対象につきましては、平成23年度南魚沼市病院事業会計決算であります。なお、審査の期間、審査の方法につきましては、先ほどの水道事業会計と同じ手法でございますので省略させていただきます。審査の結果ですが、審査に付された病院事業会計の決算書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、かつ、計数は病院事業会計の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認めました。

3ページをお願いいたします。3ページの下段のほうですが、病院事業会計、当年度の業務状況につきましては、入院業務は一般病床161床、療養病床38床、外来業務は月曜日から土曜日までの週6日制で、それぞれ業務を行っております。年度末時点では、医師19名で前年度末より派遣医師が3名増となったものの、常勤医師体制の強化とはならず、医師不足の状況は依然として変わりなく、外来患者は増えたものの入院患者は減少しています。資本的支出の建設改良費は、医療機器として超音波診断装置、麻酔管理システム、器材洗浄機、十二指腸ビデオスコープなどのほか、軽自動車1台の更新を行っています。

利用概況ですが、当年度の延利用患者数は20万3,123人で、前年度より281人、0.1パーセントの増、このうち入院患者数は5万7,124人で前年度より4,553人、7.4パーセントの減となりました。入院患者のうち一般病床は4万3,351人で、前年度より4,400人、9.2パーセントの減、病床利用率は73.6パーセントとなっています。同じく療養病床は1万3,773人で、前年度より153人、1.1パーセントの減、病床利用率は99.0パーセントとなっています。外来患者数は14万5,999人で、前年度より4,834人、3.4パーセント増加しました。

また1日平均の入院患者数は156.1人で、前年度より12.9人、7.6パーセントの減、外来患者の1日平均は514.1人で前年度より17人、3.4パーセントの増となっています。

経営状況、今年度の経営収支をみますと、事業収益は39億9,262万円、事業費用は37億1,899万円で、差引き2億7,362万円の純利益となっています。この要因は一般会計からの繰入金が前年度より5億5,583万円増加したことによります。また、この純利益に前年度からの繰入欠損金13億8,542万円を加えた当年度未処理欠損金は11億1,180万円となりました。

一方、医業収支は、医業収益が32億2,369万円で前年度より583万円の増、医業費用が36億4,123万円で前年度より1億343万円の増となり、医業損失は前年度より9,760万円多い4億1,754万円となっています。

企業債は、本年度1億6,552万円を償還し、未償還残高は19件、5億4,266万円となりました。また、一時借入金の年度末残高は、前年度より2億8,000万円少ない5億円となっています。

各種分析比率については、総費用に対する総収益の割合で、経営活動の成果を表す総収支比率は107.4パーセント、前年度95.1パーセント、経常的な収益と費用の対比により単年度黒字の目安を示す経常収支比率は107.4パーセント、前年度95.1パーセント、病院固有の事業にかかわる医業収支比率は88.5パーセント、前年度91.0パーセントとなっています。

次に資金繰りを表す比率についてみますと、短期債務の支払能力、資産の流動性を見る流動比率は、200パーセント以上が理想値とされていますが、100.1パーセント、前年度68.1パーセント、当座資金と流動負債を対比する当座比率は、100パーセント以上が理想値とされていますが、92.9パーセント、前年度63.0パーセント、当座資金の調達運用

が円滑であるかを示す現金預金比率は、20パーセント以上が理想値とされていますが、12.6パーセント、前年度13.3パーセントとなっています。

むすびとしまして、医師の招聘につきましては、年度末時点で期限付派遣医師3名の増員となっていますが、常勤医師の招聘はならず、診療体制の強化が図れず計画した業務量の達成はできませんでした。

長年取り組んできた病院機能評価につきましては、ようやく認定となり、「ゆきぐに大和病院」の内外における信頼が高まり、今後の発展につながるものと期待されます。前年度末に比べ医業収益はほぼ同額であります。医業費用が1億343万円の増となっています。内容ですが、給与費で2,156万円、材料費で3,491万円、経費で4,696万円の増であります。非常勤医師が多いことによる給与費増、高額薬剤の使用増、病院機能評価のための経費増などが主な要因となっています。給与費対医業収益比率は72.2パーセント、前年度71.7パーセントとなり、前年度より0.5ポイント上昇し、さらに高い比率となっています。常勤医師の招聘により、人件費の圧縮と診療体制の強化が望まれます。

一般会計からの繰入金による累積欠損金も前年度より2億7,362万円減少し、11億1,180万円となりました。一時借入金も2億8,000万円減少し、5億円となったことから資金不足は解消しましたが、一時借入金が増常化しており、一時的な資金対応の借入金とは言い難い状況であります。自治体病院には政策医療、高度・先進・小児・救急・へき地を遂行する責務や地域医療を守るという使命があり、一般会計からの繰入金は、病院経営の状況を踏まえつつ、今後も配慮が求められます。

具体的に建設が始まった魚沼基幹病院——仮称ですが、に関連して、地域医療の再編について、検討されているところでありますが、再編後の各病院、診療所がそれぞれ十分なる機能の発揮ができる体制整備の確立が望まれます。課題は多いですが、今後とも地域医療を守り住民福祉向上のため、一層の努力をお願いいたします。

詳細は29ページ以降、概要について記載してありますのでご覧いただきたいと思えます。以上、簡単ですが審査報告とさせていただきます。

○議 長 質疑を行います。

○寺口友彦君 まず、医業収支比率と申しますか、これが88.5パーセントと昨年より悪化をしたわけですがけれども、患者1人当たりからいただける分というのが平均で1万5,871円、それに対してかかる費用が1人当たり1万7,926円ということで、結果的には1人当たり2,055円の持ち出しが発生をしたと。この部分についての監査委員からの指摘もありましたけれども、現場として常勤医が確保されればこういう事態にはならなかったというだけで説明はつくのかという部分がありますけれども、そのところをもう1回考えをお伺いしたい。

次に今度、一時借入金ですけれども、23年度は2億8,000万円を減らして、それでも残高5億円という状態ですよね。監査委員の報告にもありますけれども、本来一時借入金とは一時であって、長期債務ではないわけです。本当に基幹病院が27年6月に開院になります

けれども、それまでにどの程度解消されるのかという部分についての不安が出てきたわけですが、この23年度決算を見て、その見通しについてお伺いをします。

もう1点は、そうは申しましても一般病床161、療養病床38床、合計199床を持った地域医療の中核病院としての大和病院の使命というのがありますよね。監査委員がおっしゃったように政策医療であったり、地域医療を守るというそういう部分。これだけの決算、マイナスが相当出たわけですが、一般会計からの支援を行いながらも、こういうことをやっていかなければならないという地方自治体の苦しい台所事情について、どういうふうなお考えなのかということをお伺いします。

○大和病院事務部長 お答えいたします。医業収支比率でございますが、議員おっしゃるとおり、常勤医が増えて経営が安定すれば、その部分だけ収益が——特にここでは入院と外来と一緒にした混ぜた数値で、数で割っていますのでそういう形になりますが、本来私どもの病院では入院も一般病床が3万2,000～3万3,000円の単価でございますし、療養病床が1万5,800円から1万6,000円ぐらいの単価でございます。外来が1人8,000円から8,200円ぐらいの単価で動いております。ですから、その中でも常勤医が増えるということは、さっきも申し上げましたが、入院患者が多く診られるということですので、そういう部分、効率がよくなります。

もう1つは、常勤医が増えた部分だけ、逆に今度は非常勤の医師を整理といいますかできますので、多い時に非常勤の医師が、月に1回以上来る方で80名ぐらいいましたので、これにかかる人件費、それから交通費、食費等も含めて非常に大きなものがございました。そういうものをなかなか思うようにはいきませんが、計画的に確保、あるいは整備といいますか調整をしていくというようなことを、心がけてまいりたいと思います。

それから一次借入金のご解消でございますが、これは一般会計の繰入金の中でもかなりそういう形で政策医療ということでここ1～2年はみてきてもらってきております。そういう部分で非常に病院の収支も楽になってきておるところでございますが、基本的には昨年度も今年度も表向きは黒字ということですが、資金回収のための、資金不足解消のための繰入れがあったりした部分でなっておりますので、これは1つはそういう繰入金だけに頼らず、やはり医業収益を伸ばして、あるいは医業費用を抑えていく努力をやっていかなければいけないというふうに思っております。

それから大和病院の使命という3点目のご質問でございますが、これはやはり非常にそういう部分で苦しいところがございます。今、医師不足の影響で特に大変なのが救急医療です。救急医療が満足に、特に外科系あるいは内科系で回らないような状況が続いております。救急医療を基本的に2次を担っているのが、県立の六日町病院とうちの病院でございます。うちのほうは小児科ですとか内科系はちょっと弱い、それから六日町病院さんの方では整形外科系といいますかが弱いというようなことで、お互いにカバーし合ってやればいいわけですが、なかなかお互いの休みの時、1週間、2週間に1回ずつ輪番でやるわけですので、休みがその逆に1回出てくるわけです。けれども、そういう時にもまた救急の患者さんが発

生したりして、困るのは、病院も困るのですが、一番困るのは市民と消防の救急隊の皆さんが非常にその扱いについては苦慮しておられます。

そういったことも銭金ではなくて、ある部分で市民の生命を守るという立場の中からやっていかなければいけない部分でございます。反面、そういうことをずっとあれもこれも、あれもこれもとやっておりますと、どうしてもそういう赤字傾向になりがちです。その辺を病院再編等々よく踏まえて、機能分担、棲み分け、そういったものをよく、あるいは連携、こういったものを考慮しながら、実際の医療は現場主義ですので、実際にどういうふうに動くのか、実際に動かすためにどういうシステムを考えてどういう人員を配置しなければいけないのか。そういうことを含めて検討して問題の解決に努めたいと思っております。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

ただいま議題となっております第95号議案は、社会厚生委員会に付託します。

○議 長 日程第22、第96号議案 平成24年度南魚沼市一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

○市 長 第96号議案につきまして提案理由を申し上げます。主な内容といたしましては、第5期介護保険事業計画に基づきます小規模多機能型居宅介護2か所、小規模特別養護老人ホーム1か所の施設整備事業が採択となりましたので、歳入歳出とも1億6,632万円を計上いたしました。

また、現在実施設計中の新市立病院整備事業につきまして、平成27年6月に開業予定の魚沼基幹病院と同時期の供用開始を目指すことから、病院事業会計及び一般会計で新病院建設に必要な債務負担行為を設定するとともに、スケジュールの面から先行して建設が必要なエネルギーセンターの建設予算8億円を計上いたしました。そして昨年度の豪雨災害、豪雪災害復旧に必要な2億4,357万円を追加計上いたしました。

歳入では前年度繰越金が7億2,110万円で確定したことによる既決予算額2億2,471万円との差額であります4億9,638万円を追加いたしました。また、普通交付税及び臨時財政対策債が確定いたしましたので、それぞれ1億1,850万円、8,290万円を増額計上いたしました。そして平成23年度に4特別会計に支出をしたしました繰出金の不用額合計1億1,651万円を繰り入れることといたしました。

収支差額につきましては、当初予算で資金不足について取崩しを見込みました財政調整基金繰入金金を4億8,000万円減額し、残余については予備費に1,772万円追加計上することといたしました。

以上によりまして、歳入歳出予算総額にそれぞれ13億6,931万9,000円を追加し、歳入歳出予算総額を340億9,521万9,000円としたいものであります。

詳細につきまして総務部長に説明させますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長 第96号議案についてご説明を申し上げます。12ページ、13ページをお開きいただきたいと思います。2の歳入の事項別明細書でご説明申し上げます。9款1項1目地方交付税の追加補正の1億1,850万円でございますが、追加交付決定96億3,550万円と既決予算との差額を計上させていただくものでございます。

13款1項3目災害復旧費国庫負担金では公共土木施設災害復旧費国庫負担金として、7月の6から8の梅雨前線災害として、道路3か所、河川1か所ですが、3分の2である2,855万円ほど計上いたしました。

13款2項1目の民生費では、説明欄記載の母子家庭等の対策総合支援として、高等技能訓練促進費269万円余り、3目の土木費では社会資本整備総合交付金の除雪機の請負差額等の減額1,100万円ほど、5目の教育費では東日本大震災に係る避難者カードをお持ちの11人の児童生徒に係る就学援助費107万円の追加計上でございます。

14款2項県補助金でございますが、2目の民生費では、社会福祉費の部分では、地域生活移行促進事業としてグループホームの初度備品の補助24万円ほど、介護基盤緊急整備等臨時特例交付金として、小規模多機能型居住介護2か所、地域密着型小規模特養ホーム1か所に対する10分の10補助1億6,632万円、児童福祉費では保育の質の向上のために研修補助、病児保育施設整備補助で892万円ほどの受け入れでございます。

5目農林水産業費では、1節の農業費として農業戸別所得補償制度推進の関係では29万円ほどの追加交付でありますし、その下の戸別所得補償経営安定推進では、農地集積協力金の追加計上1,130万円でございます。3節の農林災害では、農災関連区画整理事業であります吉里・外谷・思川地区の増減などから3,951万円ほどの減額計上でございます。7目土木費の関係では地域活性化モデル事業として浦佐駅西地区の追加内示分の計上でございます。

次の14、15ページをお願いいたします。14款3項5目土木費委託金であります、上町市営住宅の竹棟排水管修繕部分の交付金168万円でございます。

16款寄附金でございますが、一般寄附金では記載の3件、皆様から32万円ほど、並びにふるさと納税では記載のとおりでありまして、また指定寄附金として種村ミツ様のご遺族から100万円を福祉にというお申出で、いずれもありがたく受納させていただいたところでございます。

次に17款1項特別会計繰入金につきましては、決算による特別会計の繰入金の部分でございますのでご覧をいただきたいと思います。2項1目財政調整基金は繰越確定による基金繰入の減額4億8,000万円の計上でございます。

次の16、17ページをお願いいたします。18款繰越金であります。前年度純繰越金を4億9,638万円ほどの計上でございます。

19款4項3目衛生費の受託収入であります、新市立病院整備事業受託収入として先ほど提案理由でありましたエネルギーセンターの建設について、病院事業会計から8億円の受け入れでございます。7目広域行政受託事業収入では、湯沢さんとの受託事業に係る収入の

受け入れの部分でございますが、前年度の清算過不足をここで実績により行うこととしておりまして、それぞれ記載のように2,297万円余りの減額計上でございます。5項3目雑入でございますが、5節の農林水産業の部分では吉里を初め3地区の区画整理受益者負担金の計上61万円ほどでございます。

20款市債でございますが、1目では合併特例債としての95パーセント充当のまちづくり建設事業債で1,180万円、5パーセント充当の地域づくり資金貸付が60万円、2目の総務債では発行許可の決定によりまして、臨時財政対策債が増額で8,290万円、3目の農林水産業債では、土地改良事業債が4,570万円の減額。18、19ページをお願いいたします。4目の土木債では、自然災害防止事業債として520万円、5目の災害復旧債として新潟・福島豪雨災害に係る農林災害、土木災害、公共土木施設災害でそれぞれ記載のとおり補正でございます。以上が歳入の補正でございます。

20ページ21ページをお願いいたします。事項別明細書、3歳出からご説明を申し上げます。2款総務費1項1目一般管理費は財源更正であります。湯沢さんとの受託事業の精算に係る部分と、災害関連の事務費の起債の充当の部分でございます。3目電算対策事業費では、最初の丸の総合行政システム事業214万円ほどは、市民会館での基幹系、内部情報系の増設を行うものですし、総合行政システムの部分は、本人確認を行うICチップ運転免許証の確認ツールを3庁舎に設置するものなどを含んでおります。内部情報系システム事業費63万円ほどは、今泉記念館の内部情報系のネットワーク構築のための経費でございます。GIS整備事業では、農業委員会、下水道、固定資産税に係る端末更新によるものでございます。

6目財産管理費、庁舎管理100万円は、大和庁舎の舗装、排水管修繕を主体とするものでございます。7目企画費、総合計画事業費では審議会報酬の不足分を、8目の公会堂費は、まほろば、大崎農業会館、東地域開発センター、三用地域活性化センターの雪囲い、消雪施設などの修繕に要する費用57万円余りの補正でございます。

下段の3款民生費1項2目心身障害福祉費でございます。丸の心身障害福祉一般経費1,741万円余りは、重度心身障害者医療費助成事業、障害者自立支援給付費などの事業確定による過年度返還金でございます。次の丸は小栗山地内のグループホームの初度備品に対する県費との抱き合わせ補助の費用でございます。3目老人福祉費、丸の生活支援事業300万円は、給付の伸びから追加をさせていただくものでございますし、次の介護保険対策費318万円ほどは、保険料のコンビニ収納に係るOCRプログラムの変更、軽自動車の購入などのための事務費繰入の追加でございます。

22、23をお願いいたします。丸の介護基盤緊急整備等事業費では、歳入で申し上げました施設整備に対するトンネルの補助の部分でございます。8目生きがい福祉施設管理運営費では、大和老人福祉センターの燃料タンクを、地下式から地上式にするための経費の計上でございます。9目老人ホーム魚沼荘管理運営費は、入院する方が増加をいたしまして、食料や日用品の部分の不足があるため23万円ほどの追加でございます。

2項児童福祉費1目子育て支援費の部分は、過年度の確定による返還金の計上でございます。2目児童措置費児童扶養手当の部分は、確定による返還金でございますし、その下の母子家庭自立支援の部分は、高等技能訓練を受ける方が当初から3人増えたことによる増額359万円ほどの計上でございます。4目児童福祉施設費では、常設保育園管理の部分では特別保育事業等の返還金でありますし、公設民営保育園委託の部分では、安心こども基金の研修補助59万円ほどでございます。私立保育園委託では、基金の内示変更によりまして減額の31万円余り、常設保育園施設整備では施設修繕、駐車場整備などにより240万円の追加計上でございます。

24ページ25ページをお願いいたします。丸の児童福祉補助・負担金の部分では、萌気会さんの施設整備に対して国県が649万6,000円、市が324万8,000円、合計974万4,000円の計上でございます。3の生活保護費では実績による精算返還364万4,000円でございます。

4款の衛生費の1項1目保健衛生費の丸の母子保健事業費から下4つの丸は、それぞれ返還金の計上ではありますが、母子保健では妊産婦健康診査事業、歯科保健事業ではう蝕予防事業、住民健診事業では感染症予防事業、基礎健診に係る部分では健康増進事業、予防対策事業ではワクチン接種緊急促進事業に係る実績との差による精算でございます。4目医療等対策費では、歳入で申し上げました8億円の計上でございます。

26、27ページをお願いいたします。2目の丸の斎場管理費では、受託事業の精算に係る財源更正でございます。3項3目し尿塵芥処理施設費は、これも実績による湯沢さんとの精算による財源更正と、梶形山最終処分場の上屋の消雪施設改修をさせていただくための補正でございます。4項1目上水道費では、高料金対策の算定基準変更により1,354万円ほどの計上でございます。

6款1項2目農業振興費の丸、農業振興対策補助では、農地集積協力金の不足見込額1,130万円、水田戸別補償農業構造対策では、交付決定による増額を、中山間地等直接支払の部分では、養魚池保全活動支援に3件9万円ほどの追加計上でございます。4目農地費では、災害復旧工事費として外谷地区の本災施設分を県営県施工から委託にすることから、あるいは吉里、外谷、思川での増減がありまして6,913万円ほどの追加計上でございます。

28、29ページをお願いいたします。6款2項3目の治山振興費500万円は、市の単独として山腹崩壊などのあった君沢、宮ノ下、栃窪など5か所ほどの工事費の計上でございます。

7款1項1目では、丸の商工施設管理運営費450万円は、六日町駅前中央駐車場の排水路修繕を、2目の観光振興費、丸の観光振興事業費では、10月6日、7日の国際グルメグランプリに係る看板等の経費の補助でありますし、観光交流拠点施設管理の部分では7月にオープンをいたしました道の駅において、除湿機、草刈り機、プロアなどの管理機の購入に係る経費の追加50万円でございます。

8款2項2目道路橋りょう維持管理費では、舗装の補修や側溝等の道路修繕にそれぞれ1,

000万円の補正でございます。3目道路橋りょう除雪事業費では、消融雪施設工事として海士ケ島新田穴地線に消雪施設工事で1,000万円、除雪車購入では翌年度に回すということで3,653万円の減額、及び4目の道路橋りょう新設改良では、小栗山片田線、杉の島線県道取り付け、旭町上町線流雪溝関連などの測量設計等の委託に1,100万円、市道改良工事では石打西線、一本杉上町線、十二沢関連などで2,580万円の追加、土地購入費は600万円の減額計上でございます。

30、31ページをお願いいたします。4項1目都市計画総務費の丸、都市計画調査事業費100万円ではありますが、メディカルタウンの関連で浦佐地区の基礎調査業務委託を、補助負担金ではバイパスの供用開始に係る式典の経費の負担金20万円、地域活性化モデル事業では浦佐駅西の内示の分70万円の補正であります。3目丸の浦佐駅前広場管理では通路屋根の消雪設備の修繕などがあります。4目公園費では河川公園の部分は、水無プレイパークのステージ、さくり親水公園では木橋など、かまくらではトイレの配管などの修繕でございますし、銭淵公園では曝気ポンプ、浄化槽など、塩沢交流広場では牧之茶屋のトイレ洋式化などに係る経費の計上をさせていただいております。丸の大原運動公園整備事業費業務委託料の部分は、区域内に私有地がありまして、その代替のための測量費の計上でございます。

5項住宅費1目住環境整備事業費は丸の市営住宅の管理では、先ほど申しあげました県営上町の部分、それから天王町団地の高架水槽などの修繕に係る520万円の計上でございます。

9款1項1目については、受託事業に係る財源更正でございます。

32、33をお願いいたします。10款教育費2項1目小学校一般管理費では、急を要する一般修繕、採水箇所増による水質検査手数料の追加900万円余りでございますし、理科教育設備費補助金の実績による補助金返還の補正でございます。3項の中学校費も小学校費に同様でございます。

4項2目の特別支援学校整備費ではありますが、ご寄付をいただくことになりましたピアノの調律手数料と学校までの運搬費をここで計上をお願いするものでございますし、車両の配置見直しをいたしまして不要となりました車両購入費の減額計上とするものであります。6項1目社会教育総務費110万円ほどでございますが、人権擁護計画策定のための所要の経費でございます。

34ページ35ページをお願いいたします。2目の公民館費では、塩沢・大和公民館のブラインド、配管カバーなどの修繕を60万円の計上とさせていただいております。7項2目体育施設費ではサンスポーツランドのテニスコートの修繕に144万円余り、3目の給食センター方式事業費では、六日町、大和センターの配管修繕など一般修繕の不足対応に190万円、並びに大和センターの24年経過をいたしました消雪井戸の改修費90万円の補正でございます。

11款災害復旧費2項1目の応急復旧費350万円は、豪雪災害による21か所の不足分でありまして、下の土木施設の部分は、梅雨前線による豪雨災害の、先ほど申しあげました道路3か所、河川1か所の復旧工事費4,280万円でございます。3項新潟・福島豪雨災害

公共施設復旧費の1項応急復旧費では、道路復旧が26か所、河川が7か所2,300万円の計上でございます。

36、37ページをお願いいたします。2目豪雨災害公共施設復旧費では、丸の豪雨災害農林施設復旧費の農地災害では、農地施設復旧工事費の国の補助災害の部分が減となりまして1億2,000万円ほど、小規模災害分の増が2億4,000万円ほど、下の林道の部分で高棚線の2工区が湯沢砂防での事業化ということで2,000万円の減額と、都合1億円の計上でございます。4項1目公共その他施設災害復旧費では、永松キャンプ場のトイレの工事費13万円ほどでございます。

14款予備費でございますが繰越しにより追加補正として1,772万1,000円を補正させていただきますのでございます。以上が歳出の部分でございます。

6ページをお開きいただきたいと思っております。第2表債務負担行為の補正でございますが、先ほど来申し上げました新市立病院（仮称）整備費として記載のように受託事業に係るものについてお願いをしたいものでございます。

次にとなりの7ページでございますが、第3表地方債の補正でございますが、歳出でご説明をした部分の財源手当といたしまして、災害復旧債が主体でございますが、1億6,770万円の増といたしまして、表の記載のように変更をお願いしたいものでございます。

1ページに戻っていただきまして、以上から補正第2号は13億6,931万9,000円の追加とさせていただきますのでございます。以上で詳細説明とさせていただきます。

○議 長 質疑を行います。なお、ページ数を示して簡潔、明瞭な質疑をお願いいたします。

○中沢俊一君 1点だけお願いしますが、25ページの最下段になりますが、医療等対策費の8億でございます。地域医療の委員会報告で聞けばよかったですけども、読んでよくわからないのですけども、大体40億の建設費のうち市の持ち出しは、いろいろなそういう有利な起債を充てた中でも、幾らぐらい見込めばいいわけでしょうか。お願いします。

○医療対策室長 ただいまの質問でございますが、今、最終的といいますか、県との移譲の交渉の詰めをしているところでございます。基本的な部分でございますが、一般会計からの持ち出しは、想定はしていないということでございます。これは地方公営企業法でやること自体が医業収入によって賄っていくというのが基本でございますので、一般会計からの持ち出しを想定するのは、例えば器械を移設する費用とか、企業債の対象にならない部分が若干出てくるのかなというのと、あと事務費の関係でございます。我々が携わっている事務費が当然出ますが、そういう部分が想定されるのかというところでございます。

今多分、移譲交渉の関係でございますが、市長を先頭に一生懸命やっておるところでございますけれども、特別委員会でも申し上げましたが、様々な部分、まとめて10億、あるいは15億というお金が、今の時代ですと出てきませんので、いろいろな項目を挙げまして例えば2,000万円であったり、5,000万円であったりというので積み上げていきたいということです。今のところでございますが、当初予算ベースで50から55パーセントぐら

いは固めたのかという気がしております。もう少し1円でも多くとると、そうしますと将来的に、経営的に楽になるわけでございますので、そういう姿勢でやっております。上乘せを市長を先頭にもう少し粘り強くやりたいというところでございます。以上でございます。

○中沢俊一君　笑い事ではないことですが、50になるか55になるか。要はその残りの部分を市が、いずれであれ負担するわけですけれども、その負担割合を可能な限り少なくしていく。しかしながら、50パーセント、あるいはそれを下回る程度の覚悟は、一般会計であろうが病院会計であろうがそれを問わず、これを負担する覚悟で臨まなければならないと、こういうことでしょうか。

○医療対策室長　病院事業は地方公営企業法でございますので、病院で稼ぎ出して――いわゆる民間の病院ですと全部借金をして自分で稼ぎ出して、その医業収益の中で後年度返済をしていくということでございますので、結局これも一般会計、単会計とは違いますので、病院の医業収益の中で返済をしていくというのが基本でございます。それでなおかつ足りない部分について、いわゆる一般的にいわれている赤字部分をどうしても補填するのかどうかという議論が、最終的には出てくるものと思います。一般会計から一番初めに前提ありきで、ということはないものであろうというふうに考えております。以上でございます。

○佐藤 剛君　2点になるか、3点になるか、お願いします。まず、31ページですけれども、上の段に17号バイパスの同盟会の負担金の増額がありますけれども、これは多分同盟会に出席した時に、供用開始に伴うイベントを計画したいということなので、その追加分だと思えるのですけれどもその確認と、もし、どんなことをやるのかがわかればそれも教えていただきたい点と。

そのページの中ほどに、市営住宅管理費の修繕料がありますけれども、これは上町住宅と天王町住宅の水槽とか何とかという話だったのですが、私、以前担当のほうに元教員住宅だったところの住宅の屋根が崩れかけているという話をしたのですけれども、そこも含まれているのかというところを確認したい。人が住んでいる住宅、もちろん住宅ですけれども。

それでもう1点ですが17ページ、これは余り深い話をするつもりはないのですけれども、臨時財政対策債です。私はできる限り許可額全額起債しないほうがいいという考え方なのですけれども、この話をするつもりはないのですが、許可額が増になったのでここで補正をしたということです。例えば増になったのだけれども、9月のこの時点では何とかあれだから12月で増になった分を補正して増やすと、そういう手法もできるのかというところだけ。ちょっと増になった部分を保留して12月なりで増やせるのかという、追加補正ができるのかという、そこだけ今後のためにお聞きしたい。

○総務部長　12月でもできるのですが、起債というのは借り入れる時期が、ご存じのように、今は関東財務か、新潟財務でしょうか、決まっていますのでできれば、やれることはやれるのですが、今が一番いいということでございます。以上でございます。

○建設部長　31ページの国道17号浦佐バイパスの期成同盟会の負担金でございます。これは先ほど議員が言われたとおり、浦佐バイパスの開通式に伴う、同盟会でやろうという

ことで各魚沼市と南魚沼市が負担をして、その部分が20万円ということでございます。あと内容については、今現在検討しているところでございますので、まだ控えさせていただきたいと思っています。

あと、次の市営住宅管理費でございますけれども、これは先ほど総務部長が申し上げたとおりで、県営の上町住宅のところ、あと天王町、大崎、物見ヶ丘の高架水槽等の交換でございます。議員が言われた屋根につきましては、補正のほうで終わっていると思うのですけれども、場所がどこでしたか。それはちょっと調べさせていただきたいと思います。

○牧野 晶君 25ページの生活保護一般経費、返還が生じた、確か1世帯いなくなったという説明だったわけです。ちょっと聞いてみたいのは——違っていたらそこは言ってください。ちょっと前にいろいろな芸能界の生活保護どうのこうのとかいろいろあったわけです。私も正直、市のほうではどうしているのかと、たまに行くわけですが、なかなか深く入り込んだ話というか、個々のことも聞けないし、聞きづらいしというので、わからない点があるのですけれど。例えば本当に働けないとか、本当に生活保護を受けなくてはいけないとかきちんとそういうチェックをして、毎年毎年というか、例えばGメンではないですけど、そういうことをして対応しているわけですね。そのところの確認をさせていただきたいという思いがあるのですが。

○福祉保健部長 職員がそれぞれ、この人は常に見守っていかなければいけない人とか、例えば病院に入院していてももう落ち着いている状況の人とか、そういったもので分けまして、例えば月1回以上必ず行くとか、3か月に一廻行って訪問等をしてやっております。それから収入調査、収入等についてもそういうことで出してもらっております。

私のところにもいろいろな通報がくるのですが、個別に来られても、その人の具体的なことになるとお話できませんので、情報は情報としていただいて、私どもの職員のほうもそこから辺りをまた注意して見まわりというか、調査等をしているところでございます。

○牧野 晶君 わかりました。それで、そういう市が動いて、例えばこの人は不正受給だったとかこういうのは最近あるのですか。そういう点をちょっと聞いてみたいと思うのですが、そういう実例があったかどうかとか、過去例えば何年ぐらい前だったらあったとか、そういう点はあるのでしょうか、どうなのでしょう。

○福祉保健部長 古いのはちょっとわからないのですが、例えば歳入のほうで63条と78条、63条というのはとりあえず今、収入調査とかどういう収入があるかわからないので、ただもう保護しないと明日の生活も困るという場合は一旦保護をして、そういったものがわかった段階でバックしてもらおうと。もう1つの、ちょっと条数がわからなくて申し訳ないですけど、70条台のほうは、これはいわゆる不正受給です。それについてはわかった段階で返還を求めます。中にはそれで逃げてしまう人もいますし、そういったことで、その歳入があるとこちらのほうに雑入で上がっております。決算のほうをみてもらうとそういった雑入で歳入が入っていますので、そういった対応をしています。

だからその70何条で収入があるということは、ある意味不正受給だったということです。

ただ、本人も気が付かない、はっきり把握しない場合もございます。ですので、23年度についてはその収入がありましたので、今言っているのは——ただ、個別に例えば偽装離婚をしてとか、そういった分については私どものほうは、今時点ではないというふうに考えております。

○議 長 議員の皆さんにお願いいたします。現在審議中の第96号議案までを本日の会議といたしますので、よろしくをお願いいたします。

○寺口友彦君 3点ほどお伺いしますが、23ページの公設民営保育園の委託事業で、延長保育の促進で研修補助で59万4,000円ということです。来年度開園予定の認定こども園の部分であるかと思いますが、今まで幼稚園であったので延長保育はしていないということの研修かと思いますが、内容をお伺いします。

それから25ページの病児・病後児保育、萌気会への974万円ですけれども、萌気会さんのほうでは登録の児童数は47名と、7月の時点で7名の利用者があったということですが、これが大幅に増えていくということなのか、そこら辺の事情をお伺いします。

もう1点は35ページの災害復旧費に関連してですけれども、今年度この時期になりました災害復旧は急ピッチで行われております。市外、県外業者が相当の数、この災害復旧事業のほうには投入をされているのですけれども、漏れ聞くところによると、元請から下請への要するに手間賃の支払の分で、手間賃の部分についても手形であるという部分を聞いた。災害復旧はトップスピードでやっているものですから、そういうことはないはずだと思っておりますが、そこら辺は市が本当に調査をして、是正を求めるということはできるのかどうかということをお伺いします。

○福祉保健部長 まず延長保育のほうですが、これは認定六日町の幼稚園ではなくて、現在ある公設民営の保育園と、それから私立保育園に対するものです。今回のこれは当初からあがっているものを実際の計画に基づいて増減したということです。

それから萌気ですが、今回ののは病児保育で新たに診療所のほうの近くに作る部分で、先ほど言った登録というのは、多分病後児のもので、新たに作るものに対する建設補助ということです。

○副市長 災害復旧に絡みまして、下請の手形払いの件でございますが、そうしたことを私どものほうで公権力をもって是正をすとか、そういう指導をすとかということではできません。お互いにそういう何ていいますか、元請と下請の間の約束の中でするわけですので、初めから代金の支払を現金でするのか、手形でするのか、あるいは小切手にするのか、そうしたものはその仕事を請ける、約束をする時点でそうしたものも含めてやってもらいたいと、そういう話はできますけれども、権力をもってだめだとかどうかとかということではできないことになっています。

いろいろなお話も私どもも聞いておりますので、元請のほうには極力早く仕事を終わらせて、そして下請のほうには早く現金決済をするようにとの指導はしていきたいと、こう思っています。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第96号議案 平成24年度南魚沼市一般会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第96号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思いますがお異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会いたします。

○議 長 次の本会議は9月10日、午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦勞さまでございました。

(午後5時02分)